

中期目標の達成状況報告書

平成20年6月

群馬大学

目 次

I. 法人の特徴	1
II. 中期目標ごとの自己評価	3
1 教育に関する目標	3
2 研究に関する目標	31
3 社会との連携、国際交流等に関する目標	46

I 法人の特徴

1. 本学は、昭和24年5月に国立学校設置法により、群馬師範学校、群馬青年師範学校、前橋医学専門学校、前橋医科大学並びに桐生工業専門学校の各旧制の諸学校を包括し、学芸学部、医学部及び工学部の3学部を有する新制の国立総合大学として発足した。創設以来、北関東を代表する総合大学としてその使命を果たすとともに、未来への志向をもって新たな課題に、意欲的、創造的に取り組み、人間の尊厳を常に念頭において社会で活躍する有益な人材を送り出してきた。
この間、時代の要求を先取りして、組織の新設、改組・再編を進め、現在では、教育学部、社会情報学部、医学部、工学部の4学部と教育学研究科(修士課程)、社会情報学研究科(修士課程)、医学系研究科(修士課程・博士前期課程・博士後期課程・博士課程)及び工学研究科(博士前期課程・博士後期課程)の4研究科及び特別支援教育特別専攻科、並びに大学附置研究所である生体調節研究所で構成されている。
2. 本学の敷地は、主として前橋市内の荒牧地区、昭和地区と桐生市内の桐生地区の3地区に分かれており、荒牧地区には、教育学部、社会情報学部、総合情報メディアセンター、大学教育・学生支援機構(大学教育センター、学生支援センター、学生受入センター、健康支援総合センター)、研究・産学連携戦略推進機構、留学生センター及び事務局が、昭和地区に医学部、大学院医学系研究科、生体調節研究所、重粒子線医学研究センター及び医学部附属病院が、桐生地区には、工学部、大学院工学研究科、研究・産学連携戦略推進機構に属する4センター(共同研究イノベーションセンター、機器分析センター、アドバンスト・テクノロジー高度研究センター及びインキュベーションセンター)がある。また、平成19年度には、新たに北関東随一の製造業集積地である太田市の「ものづくり教育研究施設」の一部を借用し、工学部太田キャンパスを設置した。
3. 本学は、(1)人類の繁栄と生存の根幹に関わる諸問題に意欲的、創造的に取り組む人材を育成すること、(2)最先端の学術研究を世界的水準で推進すること、(3)開かれた大学として地域社会に貢献することを基本理念に掲げ、教育、研究、社会貢献及び国際貢献に関して、以下の目標を設定している。
 - (1) 教育においては、①学生の勉学を促進する学修環境及び支援体制を整備する。②教養教育、学部専門教育、大学院教育それぞれの充実を図るとともに、相互の関連を強化し、豊かな人間性・基礎的能力・専門的能力・創造的能力を兼ね備えた人材を養成する。
 - (2) 研究においては、①各専門分野において独創的な研究を世界水準で展開するとともに、本学の伝統をなす実践的、実学的研究と基礎的諸科学との融合を図る。②地域社会の諸課題について自治体等との共同研究を活発に行い、成果を地域社会に還元する。
 - (3) 社会貢献においては、①自然環境を守り、地域の文化・伝統を育み、豊かな地域社会を創るために、学内外の関係機関と連携した活動を活発に展開する。②地域住民の多様な学習意欲や技術開発ニーズに応え、地域社会の活性化に貢献する。
 - (4) 国際貢献においては、①海外からの留学生の受入れと本学学生の海外留学の機会を拡大させるとともに、異文化理解教育を推進する。②学術面での国際交流を活発に展開する。
4. 本学は、上記の目標を実現するために、多様な教育・研究活動に積極的に取り組んできた。その成果は、法人化前の継続事業を含め、グローバルCOEプログラム1件、21世紀COEプログラム2件、特色ある大学教育支援プログラム3件、現代的教育ニーズ取組支援プログラム3件、新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム1件、魅力ある大学院教育イニシアティブ教育プログラム1件、大学院教育改革支援プログラム2件、がんプロフェッショナル養成プラン1件、アジア人財資金構想高度専門留學生育成事業1件、大学知的財産本部整備事業などの採択に結実している。
5. 上記のプログラム等において、特に注目すべき取組は、次のとおりである。
 - (1) COE教育研究拠点形成プログラムの実施
 - ① 21世紀COE「生体情報の受容伝達と機能発現」(14年度採択)
拠点形成は順調に進捗し、16年度の間評価で最も高い評価を得た。また、19年度の事後評価においても、期待どおりの成果があったとの評価を受けた。
 - ② 21世紀COE「加速器テクノロジーによる医学・生物学研究」(16年度採択)
重イオン照射効果に関する細胞生物学的研究、マイクロビームサーージャリー治療ポートの開発研究等で成果を上げ、18年度の間評価で最も高い評価を得た。
 - ③ グローバルCOE「生体調節シグナルの統合的研究」(19年度採択)
①の成果を引き継ぎ、秋田大学との連携により規模を拡大して、生体情報研究の世界的拠点形成を目指すプログラムであり、19年度の計画は順調に達成された。

(2) 重粒子線がん治療施設の設置

「切らずに治す」最先端がん治療装置として国際的にも注目を集めている重粒子線照射施設の設置計画は順調に進捗し、19年2月に建設工事に着手した。現在、重粒子線医学研究センター（17年6月設置）及び附属病院各診療科が連携して、21年度に施設を稼働させ、臨床試験を開始するための体制整備を進めている。

(3) 多文化共生事業の推進

特色ある大学教育支援プログラム「多文化共生社会の構築に貢献する人材の育成ー地域協働ネットワークを活用した専門的職業人の育成ー」（17年度採択）では、全国で最も外国籍住民の比率が高い本県の大泉町等において、多様な文化をもつ外国籍住民と地域住民との共生に資する専門的職業人の養成を行うことを目的として、地域協働ネットワークを活用した全学的・総合的教育カリキュラムを展開した。

(4) 留学生に対する支援

「アジア人財資金構想（経済産業省、文部科学省共催）」高度専門留学生育成事業“地域に根ざし・地球規模で考える「先進・高度ものづくりリーダーの育成」”（19年度採択）により、本学が主体となった産学連携のコンソーシアムを構築し、5名の国費外国人留学生を採用して教育プログラムを実施した。

(5) 知的財産活用への取組

15年度に文部科学省の「大学知的財産本部整備事業」に採択され、研究・知的財産戦略本部が設置された。この活動により、学内の知的財産活動が活性化され、特許出願が急増し、共同研究金額も順調に増加した。この事業は19年度に終了するので、19年12月に群馬大学 TL0 を設置し、文部科学省、経済産業省から内部 TL0 としての承認を受け、首都圏北部4県（埼玉、群馬、栃木、茨城）における知的財産活動の要としての役割を果たすことになった。

II 中期目標ごとの自己評価

1 教育に関する目標(大項目)

(1) 中項目1「教育の成果に関する目標」の達成状況分析

①小項目の分析

○小項目1 「学士課程 豊かな知性と感性、教養、創造性を持ち信頼される人格を備えた人材を育成する。全学共通の教養教育においては、幅広く深い教養を涵養するとともに、プレゼンテーション能力、外国語によるコミュニケーション能力、データ処理能力などの向上を図る。専門教育では、幅広い学識、専門分野における基礎知識、柔軟な実践的能力と問題解決能力、変動する社会へ対応する能力を養成する。」の分析

a) 関連する中期計画の分析

計画1-1 「人文・社会・自然科学の各分野及び分野横断的科目を履修させることにより、学問的な視野を広げる。さらに、技術開発、環境保全などに関わる社会問題への関心や洞察力を涵養する教養教育とともに、ボランティア活動などの実践的教育を強化する。」に係る状況

1. 教養教育科目表(資料1)に示すとおり、人文・社会・自然科学の総合的理解に立って、各学問分野に共通する思考力・判断力・表現力を養うための学修原論、総合的な視野の中で自己の専門的興味の位置づけを学ぶための総合科目を開講し、8単位以上の取得を義務づけている。
2. 技術開発、環境保全に関する科目として、学修原論、総合科目にIS014001の認証取得に対応した8科目などを開講し、社会問題への関心や洞察力を涵養した。
3. 17年度に採択された、特色ある大学教育支援プログラム(特色GP)「多文化共生社会の構築に貢献する人材の育成」(別添資料1)の活動の一環として、「多文化共生」関連科目(①1~2年生を対象とした教養教育(12授業)、②各学部の専門教育(27授業)、③高年次を対象とする教養教育(8授業))及び「地域貢献」関連科目(①18年度から一橋大学と共同開催の地域貢献活動学生協力者養成講座の実施、②地域貢献ボランティア入門の単位化など)を開講し、ボランティア活動などの実践的教育を強化した。

資料1 教養教育科目表

区 分		科 目 名
全学共通科目	学 修 原 論	人間と文化を探る、人間を理解する、現代社会を知る、歴史を考察する、数の論理を探る、自然と対話する
	総 合 科 目	人間理解の諸相、文学とその周辺、言語の諸相、芸術-創造と鑑賞、現代社会の認識と問題、生活の科学、生活と環境、科学的把握、数学の世界、生命と健康、地域と文化
	情 報 処 理	情報処理入門
	健 康 科 学	健康学原論、健康・スポーツ科学
	外 国 語	英語、フランス語、ドイツ語、中国語、スペイン語、イタリア語、ポルトガル語、韓国語、選択英語
	分 野 別 科 目	
	人文分野	哲学、倫理学、文学、心理学、歴史学、考古学、芸術
	社会分野	法学、日本国憲法、政治学、経済学、社会学、文化人類学、地理学、教育学
	自然分野	地球科学、生命科学、数理科学、物質科学
学 部 別 科 目		日本国憲法、こどもと世界、情報社会論入門、数学、物理学、化学、生物学、地学、統計学、物理学実験、化学実験、生物

	学実験、自然科学実験、数学入門、物理学入門、化学入門、生物学入門
--	----------------------------------

計画1-2 「外国語を読み・書き・聞き・話す能力を身に付け、世界各国の事情を学び、国際化に対応できる人材を養成する。その検証には、国際的な語学能力検定試験（TOEIC など）を利用する。」に係る状況

1. 大学教育センター内の外国語教育部に専任教員4名（英語ネイティブスピーカー3名、日本人教員1名）を配置した。「自律学習」をキーワードとし、英字新聞の教材や、教科の内容を学生と協議するなどして、学生の意欲を引き出し、自主的学習を促す実践的授業を展開するなど国際化に対応できる能力を養成した。
2. 外国語能力の検証には、国際的な語学能力検定試験のTOEICを利用した（TOEIC受験者数：18年1月 160名、19年11月 146名）。

計画1-3 「実践的な情報処理教育の充実を図り、IT活用によるデータシート、ホームページ、レポートなどの作成を通して、プレゼンテーションのための諸技能を修得させる。」に係る状況

習熟度別の情報処理教育を実施し、各種ソフトを利用したプレゼンテーション能力の修得や、各学部の必要性に応じたプログラミング技術の修得など、実践的情報処理教育を充実させた。その結果、19年度の学生評価は18年度より高くなった。特に、19年度より moodle の活用により、情報処理関連教育を効率化した。また、情報倫理の重要性に鑑み、1年生必修の情報処理入門の授業15回のうち2回を「情報倫理教育」に当て、インターネット使用上のマナーや自己防衛の方法などについて修得させた（別添資料2）。

計画1-4 「少人数ゼミにより、学習方法・学問的方法論の基礎を学び、討論形式の演習・講義をさらに充実し、高いコミュニケーション能力を修得させるとともに、チームワーク学習の意義を体得させる。」に係る状況

1. 学問的方法の基礎を教授する方針である少人数ゼミ方式（25名以下）の「学修原論」により、学生の読書力、読解力、プレゼンテーション能力を中心とした「社会人基礎力」の向上を図った。
2. 30人程度の中規模講義を多数開講し（19年度教養教育で23科目開講）、少人数チーム編成による討議の時間を設定し、学生相互の討論能力及びチームワーク学習の向上を図った。

計画1-5 「専門分野における学問体系の基礎を理解するとともに、広い視野に立ち主体的に課題を探求できる能力、学問分野にとらわれない横断的な判断能力を育成する。」に係る状況

学部ごとに特定の学問分野にとらわれない横断的判断能力、実践能力の育成を進めた。医学部では、チーム医療実習の一環として、医学科、保健学科の初年次学生に対して、コミュニケーションの取り方、患者との接し方、医療の仕組み、各職種の役割と連携などをテーマにした共通講義を実施した。工学部では、科学技術論を開講し、様々な分野の第一線で活躍している卒業生の体験談を聞くことにより、技術者として必要な基礎学力、課題探求能力、柔軟な判断能力の必要性を認識させた。教育学部では、学部での学習と学校現場での体験が相互に密接に連関する往還型新カリキュラムを導入した。社会情報学部では、学部主催の社会情報学シンポジウムを開催し、学際性と総合性を基調とする最新の社会情報学の成果を学生に紹介した。

計画 1-6 「専門分野における諸活動及び社会貢献の基礎となる技能と知識を養う。」に係る状況

1. 「体験的科目（自然体験、子供会等ボランティア体験、外国人児童生徒実践実習等）」、「教育実践インターンシップ」、「多文化共生インターンシップ」及び「国際保健医療研修」などの体験学習を単位化し、専門的知識に基づく実践能力を体得させた。
2. 16年度に、研究・知的財産戦略本部の知的財産戦略室のマネージャーを客員教授として、1年生を対象とする「入門知的財産講座」を開設した。この科目が好評であったことから、知的財産に関する教育を全学化するため、16年度現代GP「知的財産関連教育の推進」に、「知的財産啓蒙教育及び弁理士チャレンジ教育」プログラム（別添資料3）を申請し、採択された。このプログラムでは、「入門知的財産講座」に加えて、医学部・医学系大学院生を対象とした「医学・バイオ特許講座」、工学部・工学系大学院生を対象とする「知的財産専門講座」、全学部と教職員を対象とする「弁理士チャレンジ講座」及び「外国知的財産講座」を開講し、受講者は知的財産の基礎・専門知識、特許請求に関する実務知識を修得した。
3. 工学部では、技術者原論を開講し、専門分野における活動、社会貢献の基礎となる技術者倫理、工学倫理、環境保護などの技術者教育を行った。

計画 1-7 「大学院教育との交流を促進し、早期に先端的専門研究に対する関心を喚起する。」に係る状況

学部学生に対し、大学院授業の一時公開、連携授業の実施、シンポジウム、修士及び博士論文発表会及び連携セミナー（単位化を実施）への参加並びに大学院ガイダンスを実施し、早期に先端的専門研究に対する関心を喚起した。特に、卒業研究における個人指導を通じて大学院進学を奨励した。

計画 1-8 「専門職業人として、産業・社会で活躍できる人材を育成する。国家資格などの取得について、具体的目標を設定する。就職については、低学年から職業意識向上のための指導を強化する。また、大学院進学を促進するための指導体制を充実する。」に係る状況

1. 18年度に教養教育と専門教育の全科目の中からキャリア教育の趣旨に沿う科目を「キャリアデザイン科目」（資料2）に指定し、教養から専門課程にわたる系統的なキャリア教育システムを構築し、コミュニケーション能力、リテラシー能力などの向上を図った。
2. 低学年の学生を対象に、各種の就職ガイダンス、就職関係セミナー、企業説明会などの開催並びに附属病院における早期体験実習や老人保健施設におけるチームワーク実習を行い、職業意識向上のための指導を強化した。
3. 医学科では、16年度特色GP「良医養成のための体験的・実践的専門前教育」（別添資料4）により、高い倫理観と総合的能力をもつ医師を育成するため、専門前段階から、医学倫理、早期臨床実習を中心としたカリキュラムを実施した。また、19年度学生支援GP「チューター制度を活用した臨床実習支援」プログラムにより、クリニカルクラークシップを徹底し、学生の視点に立脚した支援を行っている。さらに、保健学科では19年度特色GP「多専攻学生による模擬体験型チーム医療実習」により、外部施設の協力を得て、医療現場における、多職種医療人のチームワークの重要性を体得させている。
4. 研究科ごとに、大学院教務委員会などを中心に、上記の計画1-7の事項を実施し、大学院進学を促進した。

資料2 19年度キャリアデザイン科目

教養教育科目 5科目

専門教育科目 16科目 計21科目

※ キャリアデザイン科目の内、インターンシップを実施している4科目を「インターンシップ科目」としている。

計画 1-9 ウエイト 学生による授業評価を定期的に行い、その結果を組織的に検証し、改善策を立案する。」に係る状況

16年度より、学生の自主性を尊重した授業評価を実施（資料3）し、その結果を教員にフィードバックするとともに、授業改善関連委員会での検証、「学生と教員による授業方法改善のための懇談会」及び「全教員参加のFD」などの実施、評価の低い科目に対する改善過程の検証並びに前年度の評価における学生の意見に基づくアンケート項目の追加を行った。また、18年度から全学的ベストティーチャー表彰制度（別添資料5）を導入し、被表彰者による公開授業の実施並びに被表彰者に対する教育研究資金の配分を行った。

資料3 授業評価実施科目数・アンケート枚数

区 分	17年度		18年度		19年度	
	科目数	枚 数	科目数	枚 数	科目数	枚 数
専 門 科 目	918	24,133	1,182	30,478	1,307	31,333
教養教育科目	83	2,599	144	4,743	214	6,227

※ 16年度については、後期に480科目実施

計画 1-10 「課題探究型少人数学習において、課題解決のための調査、結果のまとめ、レポートの作成、発表などの過程で教員と学生の対話を通して教育成果を検証する。」に係る状況

教養教育科目「学修原論」を課題探求型少人数ゼミ形式で行い、学生との対話、課題探求に向けての調査、レポートの作成と結果の発表、相互討論などを取り入れ、学生参加型の授業形態とした。18年度に学修原論専門委員会が開講授業ごとに学生授業評価を実施した結果、学生による評価は良好であった（資料4）。

資料4 18年度 授業評価（学修原論）アンケート結果（項目抜粋。回答者延べ1,869名）

質問1. この授業は学修原論の趣旨にそった形態<ゼミナール>であった。

あてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない	無回答
61.6	32.9	3.8	1.4	0.4

質問2. 学生の興味・学力・理解度に配慮した授業内容であった。

あてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない	無回答
48.3	39.6	10.4	1.6	0.2

質問3. シラバスの記述は授業の進行に沿った適切なものであった。

あてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない	無回答
43.3	44.4	8.8	1.4	2.1

質問4. 教員や他の学生とコミュニケーションをとる機会が多かった。

あてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない	無回答
34.2	31.1	24.7	9.6	0.3

質問5. この授業で報告の仕方やレポートの書き方を修得できた。

あてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない	無回答
29.1	39.7	20.3	10.7	0.2

質問6. 出欠管理、成績評価など教員の学生との対応は適切であった。

あてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない	無回答
46.6	40.5	10.4	2.1	0.4

計画1-1-1 「TOEIC、TOEFL、JABEEなどの国際的な教育規格により教育成果を検証する。」に係る状況

TOEIC 演習授業を実施し、TOEIC 受験の促進と対策のための模擬テスト及び説明会を行うとともに教育成果の検証を行った。検証の結果、19年度から工学部において学力差に応じた習熟度別クラス編成を行った。また、JABEE については、資料5のとおり工学部の3学科のプログラムが認定された。

資料5 JABEE 認定審査

認定年度	認定プログラム
14年度	建設工学科 [認定審査]、生物化学工学科化工コース [認定審査]
15年度	機械システム工学科 [認定審査]
16年度	建設工学科 [中間審査]、生物化学工学科化工コース [中間審査]
17年度	機械システム工学科 [中間審査]
19年度	社会環境デザイン工学科 (旧 建設工学科) [継続認定審査] 環境プロセス工学科 (旧 生物化学工学科) [継続認定審査]

b) 「小項目1」の達成状況

(達成状況の判断) 目標の達成状況が良好である

(判断理由) 学士課程においては、教養教育、専門教育とも、少人数での講義、実習により学生の内発性に基づいて、幅広い教養、基礎学力、課題探求能力、データ処理能力、判断能力を育成する教育システムが十分機能した。また、特色 GP 「良医養成のための体験的・実践的専門前教育」、「多文化共生社会の構築に貢献する人材の育成」、現代 GP 「知的財産関連教育の推進」などの特色ある教育プログラムの導入により、現代社会の諸問題に取り組む気概と基礎的知識、実践的能力を併せもつ人材を育成した。また、学生による授業評価とベストティーチャー制度の実施が、授業内容の向上をもたらした(ウエイトを置いた計画1-9)。これらの取組により、学士課程における教育で着実な成果を上げており、目標の達成状況が良好であると判断した。

○小項目2 「大学院課程 高い倫理観、豊かな学識及び学際的研究能力を持ち、新しい科学・技術の創造と、社会、地域の発展に貢献できる人材を育成する。専門領域の学問体系の基礎から最先端までの知識・技能を持たせ、自立して研究活動を展開するための基本的能力、実践力、応用力を修得させる。」の分析

a) 関連する中期計画の分析

計画2-1 「課題を把握し、問題を設定し、実験などによりデータを取得し、その結果に論理的考察を加え、新しい知の創造ができる能力を養成する。さらに、その成果を国内外の研究会や学会、あるいは、専門学術誌などに公表できる能力を養成する。」に係る状況

1. 講義・実習・ゼミなどを通じて、少人数制あるいはマン・ツー・マンの指導体制による実践的教育を行い、適切な研究テーマの設定、十分なデータの取得、国内外の文献抄読などに基づく理論的考察能力を高めるとともに、学会・研究会での研究発表を経験させた。また、博士後期課程では専門雑誌での成果の公表を義務付け、新しい知の創造に貢献できる能力を養成した。
2. 医学系研究科医科学専攻では、大学院教育研究センターに7名の専任教員を配置し、「医学基礎技術実習」コースを設置するなど、課程制大学院制度の実質化に努めた。この実績に基づき、17年度大学院 GP 魅力ある大学院教育イニシアティブ「大学院医学教育の双方向型展開と実践」(別添資料6)及び19年度大学院教育改革プログラム「先進的医学系大学院教育の拡充・展開と実践」(別添資料7)に採択され、大学院教育はさらに高度化された。

計画2-2 「教育・研究者を目指す者は、国内外の教育・研究機関で研究・教育職、あるいは特別研究員などの地位を得て自立的に活動できるように、また、民間企業・行政などを旨とする者は、大学院で修得した課題探究型能力を活かせるように指導する。」に係る状況

1. 学術振興会特別研究員、研究機関及び学内のポストドクター等として、研究を継続できるよう修了生ごとに研究指導者を配置した。21世紀COEに参画している大学院生には、自立的な研究を奨励し、研究費支援を行った。
2. TA や RA を活用し、教育研究の現場を体験させるとともに、自己の研究目的以外の幅広い知識・技術を身に付けられるよう、関係機関での研鑽を勧めている。また、学外研修を一定の基準の下に単位認定した。
3. 学外の研究機関・企業に学生を派遣し、研究者としての視野を広げる特別実習を実施した。また、派遣型高度人材育成協同プラン（長期派遣型人材育成インターンシップ）（資料6）を大学院教育で実施し、高度専門職業人としての人材育成を進めた。参加学生は18年度6名、19年度5名であった。

資料6 派遣型高度人材育成協同プラン「長期派遣型人材育成インターンシップ」
（取組の概要）

- ① 共同研究に基づく企業、教員、学生が派遣型インターンシップをインターンシップ管理委員会に申請。
- ② インターンシップ管理委員会は必要な関連分野について適任な教員または専門家を選定し、インターンシップのチームを結成（申請者+選任された専門家のチーム）。
- ③ 事前教育（会社でのマナー、知的財産権、安全管理（ISO についても含む）、必要な周辺分野の講義、演習、実習）を行う。
- ④ 実施計画の提出と管理委員会での検討、承認。
- ⑤ 長期（3ヶ月以上）のインターンシップの実施と経過報告。
- ⑥ 実施後、専門分野だけではなく、周辺分野との関連性についても触れた報告会と報告書を作成。また、問題点を提議する。
- ⑦ 評価委員会（本研究科が設置している、群馬県、各市町村、教育委員会、経営者協会、商工会議所、各企業の代表者で構成されている地域貢献諮問委員会を活用）にて報告し、評価を受ける。

計画2-3 「セミナー、研究会、学会などに積極的に参加させ、学術交流及び外国人研究者との交流を通して、教育成果を検証する。また、原著論文の専門学術誌上での公表、国内外で開催される専門学会での発表、各種受賞、表彰などの成果を評価する。」に係る状況

1. 各研究科において、学会・研究会などへの参加・発表と専門学術雑誌及び学内紀要などへの論文発表を奨励している。特に、19年度「大学院教育改革支援プログラム」により、国際学会において第1著者として発表する15名の大学院生に渡航旅費を支援した。
2. 学会・研究会などの若手奨励賞や各種研究助成金の受賞状況を定期的に調査し、教育効果の検証を行っている。
3. 「大学院教育改革支援プログラム」により、学内発表会での研究内容とプレゼンテーションの巧拙、質疑応答の内容、業績などを基に、34名の優秀な大学院生を選考し、1件60万円程度の研究助成を行った。
4. 医学系研究科医科学専攻では、インパクトファクター3.0以上の高い学術雑誌への掲載を3年次修了の要件とし、さらに、大学院学術優秀者表彰制度を設け、優秀学生を修了時に表彰している（受賞者数、16年度2名、17年度3名、18年度6名、19年度2名）。

b) 「小項目2」の達成状況

（達成状況の判断） 目標の達成状況が良好である。

（判断理由） 各研究科とも、研究者・高度専門職業人に必須の共通の基礎的能力と広い視野を得るための課程制大学院制度の実質化に取り組んで成果を上げた。併せて、教員による少人数制またはマン・ツー・マン方式の指導により、学生は、自立して研究を展開するための深い専門

知識と技能を修得した。特に、医学系研究科医科学専攻では、17～18年度「大学院 GP 魅力ある大学院教育イニシアティブ」及び19年度大学院教育改革プログラムに採択され、我が国の医学系大学院の中で、最も進んだ共通カリキュラムを実現させた。これらの取組により、大学院における教育で着実な成果を上げており、目標の達成状況が良好であると判断した。

②中項目1の達成状況

(達成状況の判断) 目標の達成状況が良好である。

(判断理由) 学士課程においては、教養教育、専門教育とも、少人数での講義、実習に重点を置いて、学生の自発性を尊重しつつ、基礎学力、課題探求能力、判断能力を育成する教育システムが作られ、実施された。また、特色 GP、現代 GP などによる多種類の特徴ある教育プログラムの導入は、学生が、現代社会の諸課題に意欲的に取り組む態度、基礎知識、実践的能力を開発することに寄与した。さらに、学生による授業評価とベストティーチャーの選出により、学生の意向を配慮した授業改革が行われた。大学院課程においては、学生が、深い専門知識と技能の修得と並んで、研究者・高度専門職業人に必須の共通の基礎的能力を効率的に得るための課程制大学院制度の実質化・高度化が行われた。以上から、全体として目標の達成状況が良好であると判断した。

③優れた点及び改善を要する点等

(優れた点) 1. 学生が、社会との関連を常に自覚するための種々の教育プログラムを実施した(計画1-1、1-6、1-8)。

2. 大学院課程において、課程制大学院の実質化・高度化に取り組んで着実に成果を上げた(計画2-1)。

(改善を要する点) 教養教育の外国語科目の達成度評価について全学的基準を設定し、学生をそこに到達させるための教育プログラムを構築すること(計画1-2)。

(特色ある点) 学士課程、大学院課程とも、多くの個性的な教育計画を立案し、大学教育改革支援プログラムによる競争的資金を得て、それらの計画を実行した(計画1-1、1-6、1-8、2-1)。

(2)中項目2「教育内容等に関する目標」の達成状況分析

①小項目の分析

○小項目1 「学士課程 明確な勉学意欲と豊かな倫理観を持つとともに、基礎的学力を備えた学生を選抜することをアドミッション・ポリシーとするが、高校教育のプロセスに対応した柔軟な入学者選抜にも配慮する。さらに、社会人、留学生などにも広く門戸を開く。

教養教育では、幅広く深い教養、総合的判断力、自然との共生を基盤にした豊かな人間性を育てるカリキュラムを、専門教育では、専門分野の最新の知識及び技術を修得する基礎的能力や課題解決能力を養成するためのカリキュラムを設計する。

教育方法では、講義と実験・実習・ゼミなどを適切に組み合わせることにより、学習意欲の向上とその成果の定着を図る。実験・実習・ゼミでは少人数教育を実施し、課題探求・問題解決型学修を導入するとともに、コミュニケーション能力などの向上を図る。

成績評価においては、それが学生や社会に信頼され、学習意欲を引き出すものとなるように評価方法を改革する。」の分析

a)関連する中期計画の分析

計画1-1 「大学説明会、オープンキャンパス、高等学校大学連携授業等を積極的に実施し、各高校にアドミッション・ポリシーを広報する。同時に、大学ホームページや各種大学受験案内などに入試情報を掲載し、広報活動を活性化する。」に係る状況

1. 県内外の高校生を対象とした全学合同及び学部ごとのオープンキャンパスを開催するとと

- もに、県内外の高校の進路指導教諭対象の説明・見学会の開催、高校訪問、スーパーサイエンスハイスクールを中心とした県内高校への出張授業を実施した。また、入試広報誌などを用いて大学の特徴及びアドミッション・ポリシーについて積極的に広報を行った。
2. 受験案内や入試情報、大学説明会の計画などはホームページに掲載し、受験生への便宜を図った。また、大学入試センターの運営するハートシステムなどの電子媒体に入試情報を掲載した。
 3. 16年度から、学外者に本学の活動を分かりやすく説明する、情報誌「GU' DAY」を年2回発行した。また、19年度には、日経BPムック「変革する大学」シリーズ群馬大学2007-2008（総頁数119頁）（別添資料8）を出版し、本学の教育研究活動の全貌を学外に紹介した。

計画1-2 「入学者選抜方法研究委員会において、入学者の追跡調査を行って実態を把握し、改善策を選抜方法の改善に役立てる。」に係る状況

入学者選抜方法研究委員会において、入試の状況、各種アンケート及び入学後の成績など入学者の追跡調査を行い、実態を把握した。平成20年3月に報告書を発行し、次年度以降の入試改革に資することとした。

計画1-3 「社会人、私費留学生、帰国子女特別選抜を引き続き実施する。また、国費留学生も広く受け入れる。」に係る状況

1. 社会人、私費留学生、帰国生の特別選抜を引き続き実施した。
2. ホームページに詳細な留学生関連情報を記載し、逐次更新を行うとともに、留学フェア、海外留学フェアに参加し、本学の紹介、留学勧誘などの広報活動を行った。
3. アジア人財資金構想高度専門留学生育成事業「先進・高度ものづくりリーダー育成プログラム」などに積極的に応募し、国費留学生の増加に努めた（資料7）。

資料7 国費留学生新規採用者数

	16年度	17年度	18年度	19年度
採用者数	19名	11名	15名	18名(5名)

※（ ）書きは、アジア人財資金構想高度専門留学生育成事業による国費留学生数。20年度は合計で15名に増員することになっている。

計画1-4 「アドミッション・ポリシーに適合した学生の受け入れを推進するために、アドミッション・オフィス（仮称）の設置を検討する。」に係る状況

平成18年4月に学生受入センター（アドミッション・オフィス）を設置した。その下に設置した運営委員会及び同委員会入試部会が入試調査などに基づき、次年度以降の入学者選抜に関する方針を決定する体制にした。

計画1-5 「教養教育においては、少人数ゼミ、総合的学習、外国語教育などに重点をおくとともに、専門科目に関連した分野の充実を図る。また、国際的コミュニケーション能力の育成、情報判断能力を含めた幅広い情報処理能力の育成、自らの健康状態を判断することができる基礎的健康知識の増進などを図る。さらに、学生の学習意欲を高めるために、産業界等から非常勤講師を招き、トピックス的な内容を持つ特別科目の充実を図る。」に係る状況

1. ゼミ形式の授業である「学修原論」については、少人数クラス編成（25名以下）を徹底し、学生の主体的活動を重視する授業形態を取った。
2. 総合的学習には、総合科目にインターンシップや産業界などの非常勤講師による講義や学長、理事、学部長などによる連続講義「群馬大学・学—教育と研究と地域と—」を教養教育

総合科目（2単位）に設定し、本学の特徴、勉学の意義、地域への貢献などについて体系的な講義を行い、本学で学ぶ自覚と責任を喚起した。

3. 外国語教員の集中化を図り、大学教育センター外国語教育部に4名の専任教員（うち3名は外国人教員）を配置し、既設の上級英語科目などを通じて、国際的コミュニケーション能力の育成など、英語教育の一層の向上を図った。
4. 初年次の情報処理と数学に中級コース2科目を設け、比較的高レベルの学力を持つ学生のニーズに応えた。
5. 健康科学は全学必修科目として、学生が健康な生活を維持・向上するための基礎知識と実践力を修得することに寄与した。授業においては、プロフットボールクラブ「ザスパ草津」の現役選手による実技指導を取り入れるなど、健康科学の学習に意欲をもたせた。

計画1-6 「専門教育では、コア・カリキュラムと選択カリキュラムを区分して設定する。また、学生参加型少人数教育を充実し、自己能力、問題解決能力を涵養する。卒業年には、卒業研究を課し（医学科を除く）、きめ細かな指導が可能なシステムを充実する。」に係る状況

1. 各学部・専門分野で核となる共通の必修科目群を明確に設定するとともに、できる限り選択科目の幅を広げ、学生の主体的な学習を支援した。
2. 演習・実習科目に、学生参加型の早期体験実習やチームワーク学習などを取り込んだ少人数による課題探求型の科目を設定し、問題解決能力の向上を図った。
3. 卒業研究は、指導学生の数を制限するなどして個別指導体制を整え、きめ細かな指導に努め、学生の満足度は高かった（資料8）。

資料8 卒業研究に関する満足度調査（社会情報学部 平成19年12月実施）

質問：卒業研究についての教員の指導を評価してください。

調査結果：

回 答	割 合
1. 非常によい	60.4%
2. まあよい	29.7%
3. 少し不満である	9.0%
4. 非常に不満である	0.9%

計画1-7 「少人数ゼミ形式の授業では、課題発見法・分析法・発表法・レポート作成法などを修得させる。総合的学習と、外国語教育においては、視聴覚教材などを活用するとともに、教員と学生間のコミュニケーションを密にする。」に係る状況

1. 教養教育において、少人数ゼミとして学修原論を開講し、課題発見法、分析法、発表法、レポートの作成法を修得できるよう指導した。
2. 専門英語教育において、技術論文、書簡を読む・書く・聞く能力を高める指導を行い、英語のプレゼンテーションにより、コミュニケーション能力を高めた。特に、17年度現代GPで「産学連携による理系専門英語の実践型教育」（別添資料9）の採択を受け、企業における実用的英語訓練法を導入し、体験的・実践的な理系専門英語教育を展開することで、学生にコミュニケーションツールとしての英語を使いこなす能力を涵養した。

計画1-8 「スキル養成を目的とする授業には、TAなど教育支援者を重点的に配置する。また、安全性が必要な授業（健康学の実技、薬品などの処理を含む実験等）には、補助員を配置する。」に係る状況

情報処理、生物実験などの授業にはTAを重点的に配置している（資料9）。また、教養教育科目で、実験、実技などの学生のスキル向上を目的とする物理実験、化学実験、健康科学、情報処理については、補助者4名を配置し、学生の安全確保と指導の支援を行った。

資料9 教養教育科目における TA 配置状況

	16年度	17年度	18年度	19年度
TA配置数	27名	27名	28名	41名

計画1-9 「担任制、オフィスアワー、TAを充実させるとともに、履修ガイダンスと学生相談体制を充実する。また、修学上の問題を抱えた学生の支援体制を強化する。」に係る状況

1. 各学部の特性に応じてクラス担任、教員チューターなどを設け、きめ細かな対応がとれる体制を整備した。
2. オフィスアワーについては、全教員が設定し、掲示板やホームページに掲載したシラバスに設定時間を明記するなど学生に周知し、履修などの個別相談に応じている。
3. 学部ごとに、各学年、編入生、留学生を対象に履修ガイダンス（別添資料10）を実施している。
4. TAについては、11ページ 計画1-8に係る状況参照。
5. 修学上及び生活上の問題を抱えた学生の支援体制として、メールや電話並びに学生相談用ポストなどによる相談窓口（別添資料11）を設置するとともに、相談員を配置した。

計画1-10 「定期的にFDを企画し、斬新な教育方法の開発・紹介を行い、教員の教育能力の向上に努める。」に係る状況

1. 学部ごとに、教育・教授法ワークショップ、公開授業、学生授業評価の教員へのフィードバックのための会合、学友会と教員との懇談会などを実施して、教育内容・方法の改善に努めた（資料10）。
2. 18年度から全学的ベストティーチャー表彰制度（別添資料5）を導入し、被表彰者による全学及び部局公開授業の実施並びに被表彰者に対する教育研究資金の配分を行った。

資料10 各学部における教育方法改善への取組

学部	16年度	17年度	18年度	19年度	内 容
教育学部	1	1	5	4	・ 公開授業・授業研究会等
社会情報学部	5	3	3	3	・ 公開授業・授業研究会等 ・ 企業との懇談会 ・ 学生と教員による授業評価会
医学部	医学科	4	3	3	・ 医学教育教授法ワークショップ ・ 学友会を中心とした学生との懇談会
	保健学科	3	3	3	4
工学部	2	2	2	4	・ 学生と教員との意見交換会 ・ 期間を設けての公開授業 ・ 公開模擬授業・授業研究会等
実施回数計	15	12	16	18	

計画1-11 「研究生、科目等履修生、聴講生の指導方法を改善する。各学部等と留学生センターとの連携を緊密にして、留学生チューター制度の充実を図る。」に係る状況

1. 研究生、科目など履修生、聴講生の窓口となる教員及び事務係を決め、きめ細かな指導ができる体制を整備した。
2. 留学生チューター制度の充実を図るため、チューター（本学学生）に対して複数回のオリエンテーションを行い、指導法や留学生との接し方などについて指導するとともに、逐次、報告書の提出を求め、必要に応じて指導助言を実施した（チューター数 18年度102名、19

年度 157 名)。

計画 1-12 「シラバスでは、成績評価基準や到達基準を明示する。さらに、試験の配点、成績評価の根拠などを公表する。」に係る状況

シラバスに、授業概要などに加えて、成績評価基準、成績評価方法、学習効果を明示することとした(別添資料 12-1)。

計画 1-13 「教養教育では、個々の知識量だけではなく、総合力(基礎知識、自己学習遂行、調査、発表、文書作成力等)も重視した成績評価を実施する。」に係る状況

教養教育の柱となる学修原論、総合科目、分野別科目について、個々の知識量を評価するための試験だけではなく、自己学習能力、発表能力、レポート作成や授業への真摯な取組や姿勢などを勘案して、総合的に判断する成績評価を実施した(別添資料 12-2)。

計画 1-14 「教育効果の向上を図るために全学部において GPA (Grade point average) を導入する。また、GPA を利用した成績優秀な学生の顕彰制度を確立する。」に係る状況

全学部において、GPA を導入し、成績の優れた上位 5% 程度の学生には「S」評価を与え、学生の学習意欲を喚起している。また、GPA を利用して各学部から推薦された成績優秀な学生に対して、顕彰制度に基づき卒業時に学長表彰を行った。学長表彰は毎年 6 名の学生に対して行われている(資料 11)。

資料 11 群馬大学学則
(成績の評価)

第 39 条 成績の評価は、S (90 点~100 点)、A (80 点~89 点)、B (70 点~79 点)、C (60 点~69 点)、D (59 点以下) の 5 段階とし、S、A、B 及び C を合格とし、D を不合格とする。

b) 「小項目 1」の達成状況

(達成状況の判断) 目標の達成状況が良好である。

(判断理由) 大学説明会、高等学校大学連携授業の実施、情報誌の発行などにより、学生の確保に努め、適正な入試倍率を維持し、優れた学生を選抜した。教育においては、学生参加型少人数教育を実施するとともに、担任制の導入、オフィスアワーの設定などにより教員と学生の濃密な交流を可能とする工夫を行った。また、授業評価の結果に基づき、学生と各学部の教育関連委員会とが授業改善について討議するシステムを確立したことにより、授業内容が向上した。成績評価は基準をシラバスに明示し、さらに GPA を導入することにより公正に行った。これらの取組により、教育内容は向上しており、目標の達成状況が良好であると判断した。

○小項目 2 「大学院課程 アドミッション・ポリシーは、専門領域における基礎知識と将来指導的役割を担うための資質・能力・意欲・倫理観を持つ人材を選抜すること、及び多様な学修歴を持つ受験者の資質・能力を適切に評価し、社会人や留学生を積極的に受け入れることである。

教育課程では、高い倫理観に立脚し、専門的知識及び技術を修得した高度専門職業人、並びに創造的能力を備えた研究者を育成する。

教育方法は、体系性をもった多様な学科目の修得を義務づけるとともに、国内外の諸機関との連携により視野を広げる教育を実施する。

成績評価は、客観性のあるものにし、それが学生や社会に信頼され、学習意欲を引き出すものとなるように評価方法を改革する。」の分析

a) 関連する中期計画の分析

計画 2-1 「学部教育の課程で、大学院教育の意義を明確にし、大学院進学への関心を喚起する。また、学内者、学外者を対象として、大学院説明会を実施する。」に係る状況

1. 学部学生に対して、国内外の学会、研究会、シンポジウムへの積極的な参加を促すとともに、大学院発表会、大学院生の研究を見学する機会を設けるなど、先端的専門研究に対する関心を喚起した。
2. 学部ごとに学部学生や学外者を対象とした大学院説明会を定期的に行き、大学院での修学の意義、研究内容、修了後の進路、経済的な支援及び研究費支援などについて説明を行った。また、社会人に対しては、休日に説明会を実施するなどの便宜を図った。

計画 2-2 「各種媒体を利用して、アドミッション・ポリシー、選抜方法や教育内容、主要研究設備及び教員の研究内容等を広報する。公開講座、高等学校と大学間連携事業などを企画・主催して、研究科の教育内容、研究活動を広く宣伝し、大学院志望者の増加を図る。」に係る状況

1. アドミッション・ポリシー、選抜方法や教育内容、主要研究設備及び大学院説明会の案内など、ホームページを中心に広報活動を行った。
2. 19年度に新たに構築した「大学情報データベース」により教員の研究業績などを公開した。
3. 大学院説明会、研究科オープンウィーク、公開授業、高等学校との大学院連携事業などを通じて、広く大学院志願者の増加を図るための活動を行った（資料 1 2）。

資料 1 2 大学院志願者状況

区 分	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
志 願 者 数	633(65)	627(48)	645(69)	634(51)
志 願 者 倍 率	1.3	1.3	1.4	1.2

※ () 書きは、外国人留学生で外数（国費留学生及び政府派遣留学生は除く）

計画 2-3 「社会人に対しては、経験や実績の評価も取り入れて選抜する。留学生には、日本語能力の不足を配慮した受け入れ体制の充実を図る。」に係る状況

1. 社会人に対しては、実務経験や職場での業績、臨床経験、研究歴、学会発表などを評価に取り入れて選抜した。
2. 留学生に対しては、英語による問題を別途作成し、語学力に配慮した面接を行った。
3. 留学生の立場に立った入試広報、受験のための負担軽減、留学生に対する入試選考の簡素化などを「留学生受入に関するワーキング・グループ」で検討し、国際交流企画室において、「留学生に係る大学院入試についての指針」を策定した。

計画 2-4 「大学院課程で共通に必要なとされる知識・技能を厳選し、これらを効率よく修得させるための共通カリキュラムを編成する。また、学部のカリキュラムと連続性・整合性を持つ大学院カリキュラムを編成する。」に係る状況

1. 中教審の答申を踏まえ、専門性と実践的指導力を兼ね備えた高度専門職業人としての教員養成を行うため、20年度に教育学研究科学校教育専攻及び教科教育専攻を改組し、専門職学位課程教職リーダー専攻及び教科教育実践専攻を設置することとした（資料 1 3）。
2. 医学系研究科医科学専攻においては、基礎・臨床融合の大講座制を基にした統合型カリキュラムを編成した。17年度魅力ある大学院教育イニシアティブ（いわゆる大学院 GP）「大学院医学教育の双方向型展開と実践」（別添資料 6）に引き続き、19年度大学院教育改革プログラム「先進的医学系大学院教育の拡充・展開と実践」（別添資料 7）の採択を受け、

- 大学院教育研究センターに7名の専任教員を配置し、共通「医学基礎技術実習」コースによる実験基本技術の修得を必修とするなど、課程制大学院制度の実質化を推進した。
3. 医学系研究科保健学専攻博士前期課程では、17年度に「臨床研究コーディネーター（CRC）管理者養成コース」、18年度に「専門看護師養成コース」を新設し、大幅なカリキュラム改訂及び実習体制の整備を行った。また、19年度大学院教育改革プログラム「地域・大学院循環型保健学リーダーの育成」（別添資料13）の採択を受け、地域保健学研究プロジェクトを基盤とした実践的大学院教育を目指して、新たな教育プログラムを構築した。
4. 工学研究科においては、19年度に大学院重点化を行うとともに、工学部・工学研究科の改組を実施し、博士前期課程7専攻、後期課程1専攻4領域とする組織体制とした（資料14）。その中で、学部専門科目から、大学院の基盤科目及び展開科目へと発展的に知識や技術を体得させるため、学部のカリキュラムと連続性・整合性を持つ大学院カリキュラムの編成を行った。

資料13 教育学研究科の改組（教職大学院の設置）

(改組前)		(改組後)
教育学研究科		教育学研究科
【修士課程】 <input type="checkbox"/> 学校教育専攻(4) 学校教育専修	→	【専門職学位課程】 <input type="checkbox"/> 教職リーダー専攻(16) ○ 児童生徒支援コース ○ 学校運営コース
<input type="checkbox"/> 障害児教育専攻(3) 障害児教育専修	→	【修士課程】 <input type="checkbox"/> 障害児教育専攻(3) [現行に同じ]
<input type="checkbox"/> 教科教育専攻(32) 国語教育専修、社会科教育専修 数学教育専修、理科教育専修 音楽教育専修、美術教育専修 保健体育専修、技術教育専修 家政教育専修、英語教育専修	→	<input type="checkbox"/> 教科教育実践専攻(20) [現行に同じ]
		()は学生定員を示す。

資料14 工学部・工学研究科の改組・再編

(改組前)				(改組後)	
工学研究科	博士後期課程	物質工学専攻	生産工学専攻	電気情報工学専攻	ナノ材料システム工学専攻
	博士前期課程	応用化学専攻	材料工学専攻	生物化学工学専攻	機械システム工学専攻
工学部	応用化学科	材料工学科	生物化学工学科	機械システム工学科	建設工学科
	(480) (100)	(星) (68) (10)	(58) (88) (20)	(88) (88) (20)	(40) (88) (20)
	(39)	(7)	(12)	(7)	(13)
	(230)	(24)	(22)	(37)	(41)
	(27)	(27)	(35)	(27)	(31)
	(独立専攻)	(独立専攻)			
工学研究科	博士後期課程	工学専攻(39)			
	博士前期課程	物質創製工学領域	先端生産システム工学領域	環境創生工学領域	電気情報工学領域
工学部	応用化学・生物化学科	機械システム工学科	生産システム工学科	環境プロセス工学科	社会環境デザイン工学科
	(480) (30)	(星) (170)	(70) (40) (30)	(40) (40) (40)	(70) (50)
	(300)	(106)	(44)	(30)	(22)
	(32)	(44)	(22)	(22)	(44)

計画 2-5 「学生参加型少人数授業を取り入れ、その企画・立案・進行・評価などを学生主体で行わせる。」に係る状況

大学院の授業で、学生参加型少人数教育を実施し、演習、実習においては、企画、立案、調査、発表、討論などの一連の流れを学生主体で行わせた。また、学生主体による「研究成果考察セミナー」などの各種セミナーを学年ごとに実施し、教育効果を高めた。特に、21世紀COE、グローバルCOEの国際シンポジウム、大学間合同シンポジウムでは大学院生を中心とする若手研究者にシンポジウムの企画・運営を委託した。

計画 2-6 「学外での教育研究活動の単位化やインターネットなどによる遠隔地からの研究指導の制度化を検討する。」に係る状況

1. 企業などでの実習を対象に、インターンシップ、派遣型人材育成プログラムを設けて単位化を実施した。また、国内外での一定の条件を満たす活動に対して、学外特別研修として単位を認定した。
2. 社会人学生に対する論文指導において、メールを活用した指導を実施している。また、一部の専攻において、eラーニングによる科目開設に伴うシステムの整備を進める一方、太田キャンパスの開校や、4大学院連携によるITスペシャリスト養成プログラムの実施を踏まえ、他大学との連携事業に伴うインターネットやテレビ会議システムの導入を進めた。

計画 2-7 「留学生に対しては、留学生のニーズに合わせた教育プログラム及び留学生センターによる日本語教育を整備充実する。社会人や科目等履修生のために、夜間開講のカリキュラムを充実させる。」に係る状況

1. 留学生の日本語力を事前にチェックした上で、カリキュラムを設計するとともに、留学生個々の属性、能力に応じて多様な組合せの日本語授業を提供した。
2. 「アジア人財資金構想」高度専門留學生育成事業による留学生の受入れに伴い、同コースの日本語教育と既存の日本語教育を再編・融合させることで、多様な留学生のニーズに対応した(別添資料14)。
3. 各研究科において、社会人や科目等履修生が就業と修学が両立できるよう、夜間開講プログラム、土日、夏期などの特定時期における集中講義、サテライト教室での講義を実施した。
4. 大学院教育改革支援プログラム「地域・大学院循環型保健学リーダーの育成」(別添資料13)において、地域の保健医療従事者を社会人学生として受け入れ、地域保健医療機関と大学とが連携したプログラムにより、地域活動と一体化した教育を実施した。
5. 19年度の工学部・工学研究科改組に伴い、北関東随一の製造業集積地である太田市に新キャンパスを設置(別添資料15)し、夜間主コース(入学定員30名)を設け、うち15名を社会人特別選抜枠とするなど地域のニーズに応えた。

計画 2-8 「履修ガイダンスの充実とともに、学生の修学相談に応じられる体制を整備する。」に係る状況

1. 入学時に履修手引きに基づき、履修ガイダンスを実施するとともに、専攻別ガイダンスを実施した。
2. 指導教員、教務委員、関係事務係と、随時、履修に関する相談がとれる体制を整備した。また、在学延長者に対しては、指導教員が定期的に進捗状況を確認している。

計画 2-9 「教員に対するFDや公開授業などを開催して、斬新な教育方法を紹介し、積極的な利用を支援する。」に係る状況

医学系研究科医科学専攻では、19年3月に大学院重点化以降の4年間の活動について、外部評価員3名を交えて総括し、大学院教育カリキュラム全般についての検討を行った。また、20年3月に、大学院教育改革支援プログラム（別添資料7、13）、19年度には、採択を受けたがんプロフェッショナル養成プラン「北関東域連携がん先進医療人材育成プラン」（別添資料16）の円滑な推進に関するFDを実施した。また、工学研究科では、16年度以降、FDを開催し、大学院への英語教育の導入、IT活用による知的財産啓発教育などについて検討した。

計画2-10 「国内外の教育研究機関での実習や学外組織とのネットワーク授業を推進する。」に係る状況

1. 19年度大学院教育改革支援プログラム「先進的医学系大学院教育の拡充・展開と実践」（別添資料7）の「国際化向上プログラム」により、海外の学生・教員との交流が行われている。また、各研究科において、既存の大学間協定などに基づく海外の学生との交流が進展している（資料15）。
2. 市教育委員会や公的機関と連携した「教育実践インターンシップ」、「多文化共生インターンシップ」（別添資料1参照）や派遣型高度人材育成協同プランによる企業の研究部門などへの「派遣型インターンシップ」（8ページ 計画2-2に係る実施状況参照）を単位化し、教育研究機関などでの実習を奨励している。

資料15 主な海外交流大学

教育学研究科 サンディエゴ州立大学（米）、台北教育大学、台湾大学（台湾）

社会情報学研究科 マッコリー大学（豪）、リュブリャーナ大学（スロベニア）

医学系研究科 ブリティッシュコロンビア大学（加）、カロフォルニア

大学サンジエゴ校、マーシャル大学、ワシントン大学（米）、クラスノヤルスク医科大学（露）、ハノーバー医科大学（独）、ロンドン大学、ユニヴァシティカレッジ（英）、パジャジャラン大学（インドネシア）、チェンマイ大学（タイ）国立自治大学マナグア校（ニカラガア）

工学研究科 大連理工大学、西安交通大学（中国）

計画2-11 「研究生、科目等履修生、聴講生のニーズに応えるために指導方法を改善する。各研究科と留学生センターが連携し、留学生チューター制度を充実する。社会人入学者に対する夜間開講、夏季休暇期間開講などを拡充するとともに、遠隔授業を実施するための環境を整備する。」に係る状況

1. 19年度から、社会人学生などが一定期間にわたり教育課程を履修し、修了するための長期履修学生制度を導入した（資料16）。
2. 経営管理科目や観光関連科目を学外サテライト教室で開講し、科目等履修生のニーズにしている。また、研究生、聴講生に対して、指導教員が学業、生活面での相談に応じ、指導面の改善を図った。
3. 社会人や科目等履修生が就業と修学が両立できるよう、夜間開講プログラム、土日、夏期などの特定時期における集中講義、サテライト教室での講義を実施している。また、スペース・コラボレーション・システムを利用した遠隔地授業を導入している。
4. 各研究科と留学生センターが連携し、留学生チューター制度を充実させるため、チューター（本学学生）に対して複数回のオリエンテーションを行い、指導法や留学生との接し方などについて指導するとともに、逐次、報告書の提出を求めた。

資料16 群馬大学大学院院学則

（長期にわたる教育課程の履修）

第16条の2 各研究科は、当該研究科の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第7条に定める標準修学年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修

を認めることができる。

計画 2-12 「ポストドクター、RA などの教育研究支援者のポストを用意するとともに、TA の増員を図る。」に係る状況

COE、GP などの競争的資金などを有効に活用して、採用を行った（資料 17）。

資料 17 RA、TA、ポストドクター 採用実績 (単位：名)

区 分	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
RA	54	53	39	49
TA	433	423	450	434
ポストドクター	18	20	26	35

計画 2-13 「シラバスに具体的な評価基準を明示し、適正で厳正な評価を実施する。演習は、文献講読・研究発表・討論等を通じて、到達度・積極性・意欲等の面から、実験は、目的・方法・実験操作・結果の分析・考察・創造性等の面から多面的に評価する。」に係る状況

シラバスに成績評価基準を明示し、各研究科・専門分野に相応しい方法で、多面的な評価を行った。また、主となる実験研究の進行状況については、定期的に発表会を開催し、目的・方法・実験操作・結果の分析・考察の的確性についての評価とそれに基づく指導を行った。

計画 2-14 「成績優秀な学生の顕彰制度、成績評価の根拠の公表などを実施し、教育効果の向上を図る。また、成績優秀者には、修了年限を短縮する制度を積極的に活用する。」に係る状況

1. 研究業績、研究発表、研究者としての将来性や発展性等を選考基準として、優れた成果を上げた学生を顕彰した（13 ページ計画 1-14 に係る状況参照）。
2. 大学院学則、各研究科規程に基づき、成績優秀者等に対して修了年限を短縮する制度を積極的に活用している（資料 18）。

資料 18 群馬大学大学院学則

(修士課程修了の認定)

第21条 修士課程及び博士前期課程修了の認定は、2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該研究科の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験の合格によって行う。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者と各研究科委員会等において認めた場合には、1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程修了の認定)

第 22 条 博士課程修了の認定は、医学系研究科医科学専攻にあつては4年、医学系研究科保健学専攻及び工学研究科にあつては5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験の合格によって行う。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と当該研究科委員会等において認めた場合には、3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

b) 「小項目 2」の達成状況

(達成状況の判断) 目標の達成状況が良好である。

(判断理由) 大学院説明会、研究成果や研究設備の公開、社会人に対する夜間開講プログラムの実施、長期履修制度の導入、留学生に対する留学生チューター制度の充実等のきめ細かい配慮により、大学院志願者の増加に努め、優れた学生を選抜した。学生には、課程制大学院制度

の理念に基づき、高い倫理観を涵養するとともに、研究者・高度専門職業人が共通に必要なとされる知識・技能を効率よく修得させ、さらに少人数教育により十分な専門的知識と技能を賦与した。また、人材育成に関する時代の要請に応じて、工学研究科の改組・再編、教職大学院の設置、医学系研究科生命医科学専攻の設置、保健学専攻における新コースの設置等、大学院組織の大幅な改革を実現させた。以上の取組により、大学院における教育の質は向上しており、目標の達成状況が良好であると判断した。

②中項目2の達成状況

(達成状況の判断) 目標の達成状況が良好である。

(判断理由) 学士課程、大学院課程とも、大学あるいは大学院説明会を開催する等、積極的に教育研究活動を紹介することにより、優れた学生を確保した。学士課程の教育においては、学生参加型少人数授業、担任制の導入、オフィスアワーの設定及び授業評価の結果に基づき学生と教育関連委員会とが授業改善について討議するシステムの確立等により、学生と教員が密接に連携して教育の質を向上させた。大学院課程では、課程制大学院制度の理念に基づき、研究者・高度専門職業人が共通に必要なとされる知識・技能を効率よく修得させるためのカリキュラムを実施した。また、短期間のうちに、多くの意欲的な大学院組織の改組・再編を実現させた。以上から、全体として目標の達成状況が良好であると判断した。

③優れた点及び改善を要する点等

(優れた点) 1. 学士課程において、学生と教員の密接な交流を重視する教育体制を確立した(計画1-10)。

2. 大学院組織の改組・再編と教育プログラムの改革に取り組むことにより、時代の要請に適う高度な専門性を持つ人材を育成する新体制を構築した(計画2-4)。

(改善を要する点) 大学院科目の単位認定基準を標準化すること(計画2-13)。

(特色ある点) 医学系研究科医科学専攻における課程制大学院制度実質化への取組は全国レベルで高く評価されている(計画2-4)。

(3)中項目3「教育の実施体制等に関する目標」の達成状況分析

①小項目の分析

○小項目1 「教職員の配置については、公募制・任期制の適用範囲を拡大し、人事の流動を促し、研究・教育の活性化を図る。重点的な人的配置、年齢、性別によらず有能な教職員の登用、外国人教員の適正配置に努める。教員の教育業績評価システムを確立し、人事、任期制教員の再任評価、顕彰制度などに活用する。また、全学共通の教養教育は、全教員の参加体制で実施する。

教育環境整備については、教育設備の充実、空調設備の整備、障害者等にも配慮した学習環境の整備、老朽化した教室の更新などにより、教育環境を改善する。また、少人数教育用や学生の自己学習のための教育設備を充実する。

教育の質の改善のために、授業方法改善研究部会を中心としたFD活動を活性化し、公開授業、授業改善活動の充実を図る。さらに、学生による授業評価、シラバスの掲示板機能を利用し、常時学生の教育に対する満足度を計測する。」の分析

a)関連する中期計画の分析

計画1-1 「教員の採用は原則として公募制により選抜する。また、選考基準を公表する。」に係る状況

1. 教員の採用は、原則として公募制により選考している。
2. 公募に際して、選考基準を公表している。また、本学ホームページに教員選考基準に関する規則を掲載している。

計画 1-2 「新たに採用する教員に対しては、全部局で任期制の導入を検討する。」に係る状況

教員の採用にあつては、適用範囲、任期、再任基準その他の重要事項を規定した「国立大学法人群馬大学教員の任期に関する規則」（別添資料 17）に基づく任期制を導入している。19 年 4 月 1 日に同規則を改正し、新たに採用する助教については、全て任期制を導入することとした（19 年度末現在の任期付教員数 106 名）。

計画 1-3 ウエイト 「教員の教育研究業績データベースを整備する。平成 18 年度～19 年度を目途に教育、研究、社会貢献、管理運営面の貢献など多面的な評価を行うシステムを確立し、教員の諸活動の支援と啓発を行うとともに、その評価結果を人事配置などに反映させる。」に係る状況

1. 18 年度に教員評価に対応した「大学情報データベース」を構築した。
2. 教職員評価・人事制度検討部会の下に、「教員評価システム検討 WG」を設置し、「教員評価指針」等を策定した。
3. 18 年度に試行評価を実施し、評価結果をホームページ上で学内外に公表した。
4. 試行評価結果を踏まえ、全教員を対象に、教育、研究、社会貢献、管理運営の 4 領域について、本評価を実施し、その結果をホームページ上で学内外に公表した。
(実施教員数 539 名、実施率 100%) (別添資料 18、19、資料 19)
5. 教職員評価・人事制度検討部会において、評価結果に基づく、人事・給与面に反映させるシステムを構築し、20 年度から実施することとした (別添資料 20)。

資料 19 教員評価結果 評点分布一覧 (全学・領域別)

1. 総合評価結果

区分	人数	割合
A	226	41.9%
B	240	44.5%
C	58	10.8%
D	15	2.8%

2. 領域別評価結果

区分	教育領域		研究領域		社会貢献領域		管理運営領域	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
5	105	19.5%	144	26.7%	152	28.2%	83	15.7%
4	148	27.5%	193	35.8%	85	15.8%	133	25.2%
3	145	26.9%	147	27.3%	146	27.1%	178	33.8%
2	93	17.3%	37	6.9%	83	15.4%	43	8.2%
1	48	8.9%	18	3.3%	73	13.5%	90	17.1%
評点平均	3.31		3.76		3.30		3.14	

計画 1-4 「年齢、性別によらず有能な教職員を登用し、適切な人事配置を検討するシステムの構築を図る。」に係る状況

1. 教員の欠員補充については、「欠員教員の後任補充等に係る基本方針」を踏まえ、役員会で大学、個別部局等の全体戦略及び将来計画との関連性を十分に精査し、適切な人事配置を実施している。
2. 教員の採用にあつては、原則として公募制により選考し、性別、年齢によらず有能な教員を採用している。外国人教員についても、旧来の外国人教師枠を廃止して一般の教員として採用することとし、大学教育センターに 3 名を採用した。

計画 1-5 「全学共通の教養教育に関して、全学教員の参加による企画・実施・運営組織を置く。」に係る状況

1. 18年度に、大学教育・学生支援機構（資料20）を設置したことにより、これまで個別に運営されてきた「大学教育、学生支援、学生受入、健康支援」に関する業務の連携を円滑化するとともに、大学教育センター・共通教育企画部の体制を強化した。
2. 教員全員（臨床系の教員を除く。）が科目登録をし、全学体制で教養教育を実施している。
3. 役員懇談会において、教養教育に関する諸問題を常置の重要審議事項に設定し、外国語教育を中心とした教養教育のあり方や方向性及び施策等について改善を図っている。

資料 2 0 「大学教育・学生支援機構」組織図

大学教育・ 学生支援機構	大学教育センター
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通教育企画部 ・ 外国語教育部 ・ 教育方法企画部
	<ul style="list-style-type: none"> 学修原論専門委員会 情報処理専門委員会 健康科学専門委員会 外国語専門委員会 人文・社会系専門委員会 自然系専門委員会 総合科目専門委員会
	学生支援センター
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生相談・生活部会 ・ 就職支援部会
	学生受入センター
	健康支援総合センター

計画 1-6 「老朽化した講義室の改修、空調の整備、古い学習用調度品の更新を図る。また、小グループセミナー等のための少人数用教室、基礎教育と総合的な学習のための中規模講義室を整備する。」に係る状況

1. 施設・環境推進室の講義室等の点検・評価並びに「学長と学生との懇談会」による学生からの要望等を踏まえ、少人数用教室（28室 延面積：635㎡）、個別空調設備（11室）の整備を行った。
2. 桐生キャンパス4、5、6号館、荒牧キャンパス教養教育GA、GB棟及び教育学部A・B棟改修工事に伴い、老朽化した講義室の改修（21室 延面積：1,888㎡）、個別空調設備の整備（21室）及び机・椅子（1,622名分）の更新を行った。また、多目的スペース（17室 延面積：728㎡）の増設及び個別空調設備の整備を行った。

計画 1-7 「学生の自己学習を促進するために、図書館の充実を図るとともに、自習室並びにパソコン室を整備する。」に係る状況

1. 学生の自己学習を促進するため、「学生が選ぶ1000冊の本」、「学生が選ぶ図書キャンペーン in 工学部」などの取組を行い、学生用図書を充実させた。
2. OSCE、卒前・卒後臨床研修における医療技術向上に向けて、多岐に亘るシミュレーションが行える医学用教材を整備した。
3. キャンパスごとに学生用自習室を整備した他、学内の情報処理室（14室）の整備・充実のため、4年ごと（17年度）に電子計算機システム（学生用端末：542台）の更新を行っている。

4. 古く性能が低い既設の学内無線 LAN システムを更新し、学生の自己学習に供するため、国立大学で初となる IEEE802.11n 対応の無線 LAN システムの機器を 19 年度に契約し、20 年 5 月からシステム運用することとなった（無線 LAN アクセスポイント：荒牧 12、昭和 13、桐生 3、太田 4 カ所の利用エリアを設定）。

計画 1-8 「主要な講義室には液晶プロジェクターなどの AV 機器を設置する。」に係る状況

19 年度学長裁量経費の教育研究環境重点整備費（設備関係）により、荒牧キャンパス教養教育 GA 棟 308 講義室に液晶プロジェクター、電動スクリーン、40 インチ液晶ディスプレイ（2 台）などの視聴覚機器を設置した他、講義室（27 室）にプロジェクター等の視聴覚機器を整備し、学習環境を充実させた。

計画 1-9 「情報活用のためのリテラシー教育を関係部局が連携して行う体制を整備する。」に係る状況

1. 総合情報メディアセンターと各部局が連携して、電子ジャーナル、データベースの講習会や文献検索演習の講習会を実施し、情報リテラシー教育を充実させた。
2. 教養教育科目に「情報処理入門」科目を配置し、総合情報メディアセンターと各部局の教員が連携して教育を行った（3 ページ 計画 1-1、4 ページ 計画 1-3 に係る状況参照）。

計画 1-10 「図書館は、各教員と連携してシラバスに掲載された資料を収集して提供する。」に係る状況

図書館と教員が連携して、シラバスに掲載された図書を集集し、学生の自学・自習に提供した（資料 2 1）。

資料 2 1 シラバスに掲載された図書収集数

区 分	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
図書冊数	166 冊	192 冊	221 冊	112 冊

計画 1-11 「Web 上の情報を共有するため、安全性を強化し、イントラネットや e-learning の基盤を整備する。また、双方向情報システムを整備し、学生の自己学習支援システムの構築を図る。」に係る状況

1. 総合情報メディアセンターを中心に、Web アクセス用ウイルスチェックサーバーの設置・更新、セキュリティ情報の広報、ファイヤーウォール機器の設置・更新等を行い、情報通信基盤を強化した。
2. e-ラーニングについては、18 年度に全学委員会を立ち上げ、関係教職員にアンケートを実施し、それに基づき遠隔地授業等の設備の充実を進めている。

計画 1-12 「大学評価委員会及び自己評価専門委員会を中心に、学生の授業評価、学生による教育に対する満足度調査、卒業生やその職場の意向調査を定期的実施し、その結果を公表する。また、関係委員会が指摘された問題点に対する改善策を立案し、確実に実行するシステムを構築する。」に係る状況

1. 16 年度から実施している学生授業評価で、教員個々に対する学生の意見を含む評価結果のフィードバック、授業方法改善関連委員会などにおける評価結果の組織的検証、評価結果に基づく学生代表と教員による授業方法改善のための懇談会の実施、低評価を受けた科目の改

善計画の提出及び改善過程の検証等を行い、評価結果を確実に授業改善に反映させた（6ページ 計画1－9に係る状況参照、資料3）。

2. 18年度に全学的なベストティーチャー表彰制度を導入し、被表彰者による公開授業の実施並びに被表彰者に対する教育研究資金の配分を行った（別添資料5参照）。
3. 部局ごとに、在学生に対する満足度調査、卒業生やその就職先を対象としたアンケート調査を実施し、その結果を教授会や関係委員会で評価し、問題点に対応した。
4. 工学部では、最近5年間の卒業生（約2,600名）を対象に、在学時の教育内容や教育環境及び社会人の立場から見た教育プログラムの改善の必要性等のアンケートを実施・集計し、報告書にまとめ公表した。

計画1－13 「授業方法改善研究部会を中心に、公開授業、授業方法改善活動を活性化する。公開授業では、教員相互間で評価を行うとともに、報告書を作成し公表する。」に係る状況

大学教育センター教育方法企画部を中心に各学部等において、次の取組を行い、授業改善に役立てた。また、これらの取組を大学教育センター報告書にとりまとめ公表した。

1. ベストティーチャー賞優秀賞受賞者11名が、それぞれの選抜された部局（教養教育含む）において、公開模擬授業を行うとともに、教員相互による授業研究を実施し、教育技法の検討を行った（別添資料5参照）。
2. 教育学部では、全授業を同学部教員に常時公開するとともに、特設一般公開授業を開設し、授業後に研究会を実施した。
3. その他の学部においてもFD公開授業等を実施し、ワークショップ等において教員相互による評価を行い、授業改善活動を活発に進めた。

計画1－14 「シラバスの機能を強化し、常時全教員・全科目につき学生がWeb上で授業評価、質問、意見などを提出できるシステムを導入する。このような情報を集積して、データベースとして活用する。」に係る状況

Web上のシラバス閲覧システムを更新するとともに、全教員・全科目につき学生がWeb上で授業評価、質問、意見などを提出できるシステム「キャンパスEOS」を導入した。

計画1－15 「平成18年度～19年度を目途に教員の教育研究活動に対する全学的評価システムを確立する。優れた評価の教員を表彰する制度を設けるとともに、評価結果を研究費等資源配分に反映させるシステムを策定する。」に係る状況

教員評価の実施状況及び評価結果を研究費等資源配分に反映させるシステムについては、20ページ 計画1－3に係る状況参照。

計画1－16 「授業方法改善研究部会を中心に、教育方法、教材・学習方法に関する検討を積極的に行う。また、FDや教育法に関するワークショップを定期的実施し、教育システムや教育能力の向上を図る。」に係る状況

（23ページ 計画1－13に係る状況参照）

計画1－17 「学生との定期的な懇談会を設け、学生の要望を教育方法の改善に生かす。」に係る状況

17年度より「学長と学生の懇談会」を年2回実施し、学生と率直な意見交換を行った。懇談会では、学内教育施設、環境整備を求める意見が多く、具体的な改善要求のあった施設につい

ては、学長裁量経費等により、改善を行った（21 ページ計画1－6、計画1－7、22 ページ1－8、29 ページ 計画1－13参照）。また、部局ごとに学部長と学生の懇談会や教員と学生代表による懇談会などを定期的で開催し、学生の意見や要望を教育方法等の改善に生かした。

計画1－18 「他大学との共同教育、学内の共同教育を積極的に進める。特に、単位互換に積極的に取り組む。」に係る状況

1. 4大学院連携先進創生情報学教育研究プログラムについて、20年度からの実施に向けて、ITスペシャリスト人材育成プロジェクトの試行を行った。19年度は、宇都宮大学開講のITスペシャリストコースについて、3科目の講義を遠隔講義方式で配信した。
2. 5大学（山形大学、徳島大学、愛媛大学、熊本大学、本学）による教育シンポジウムを毎年開催した。
3. 工学系では、7大学連携（山形大学、茨城大学、東京農工大学、山梨大学、電気通信大学、宇都宮大学、本学）で合同セミナーを開催し、大学院の共同教育を行った。
4. 教育学部と社会情報学部において、高等学校教員免許「情報」、教育学部と工学部において高等学校教員免許「理科」の取得に関する共同教育を実施した。

b) 「小項目1」の達成状況

（達成状況の判断） 目標の達成状況が良好である。

（判断理由） 教員採用は公募制によって行った。任期制については、適用範囲を拡大して、19年度より新規に採用する助教全員に適用することとした。19年度に全教員を対象として人事評価を行い、評価結果を給与、研究費配分に反映させることとした。また、教育施設・備品、図書、情報環境の整備を着実に進めた。さらに、体系的な授業評価制度の導入等により、学生の教育に対する満足度に留意しつつ教育を進める体制を確立した。全体的に中期計画を達成するとともに、教員評価（ウエイトを置いた計画1－3）を全学的に実施できたことから、目標の達成状況が良好であると判断した。

②中項目3の達成状況

（達成状況の判断） 目標の達成状況が良好である。

（判断理由） 上記「小項目1」の記載事項と同じ。

③優れた点及び改善を要する点等

（優れた点） 教員評価の実施、学生による授業評価、ベストティーチャーの選出等により、教員による教育の質の向上への取組が組織的に行われる体制になった（計画1－3、1－12）。

（改善を要する点） 該当なし。

（特色ある点） 学長と学生の懇談会における直接対話に基づく教育環境の改善（計画1－17）。

(4)中項目4「学生への支援に関する目標」の達成状況分析

①小項目の分析

○小項目1 「学生への学修支援については、入学生の多様な学力に配慮したきめ細やかな支援体制を構築すること、勉学への意欲、将来への目的意識を育む学習環境を整備し、学生が必要とする情報をいつでも容易に提供できる体制を整備することなどを基本方針とする。

学生への生活支援については、学生の生活実態調査を定期的実施し、それに基づき柔軟に対応できる学生支援体制を整備すること、学生生活や各種活動に対して指導や助言等を行う組織を充実させること、就職支援やアルバイトの紹介など経済的側面における支援を強化することなどを旨とする。」の分析

a) 関連する中期計画の分析

計画 1-1 「大学入学試験制度や高校カリキュラムの多様化に対応して、学修相談機能及び補講などの導入教育の充実を図る。」に係る状況

1. 各学部に学生相談員を配置し、学生の多様な学修相談に応じた。
2. 専門高校・総合学科選抜及び社会人特別選抜で入学した学生を対象に、生物、物理、化学、生理学、解剖学の補講講義を学年前期に実施した。
3. 学力不足分野を補うため、入門的な内容から始める数学や物理の科目を設置するとともに、化学の少人数クラス編成、情報処理、英語の習熟度別クラス編成など導入教育を充実させた。

計画 1-2 「学生支援センターを設置し、履修・厚生補導・課外活動・奨学金・学生寮や留学相談などにきめ細やかな対応をする。定期的に学生実態調査を実施し、支援体制の改善に活用する。」に係る状況

1. 学生支援センターにおいて、教員・学生相談担当事務職員向けに相談対応者用マニュアルを作成・配付し、きめ細やかな対応を行った。また、学生支援センターの事務組織にグループ制を導入し、学生の各種の相談等に対して迅速かつ適切な対応がとれる体制とした。
2. 「学生生活の携帯用ハンドブック」を作成し、全学生に配布した。
3. 海外留学情報をホームページに掲載し、随時更新している。また、留学生センター交流室に留学情報誌や協定校のパンフレット等を自由に閲覧できるよう配備し、さらに、留学希望者からの相談に対して、留学生センター教員及び事務職員が随時対応できる体制をとっている。
4. 学生生活実態調査（5年ごとに実施）の20年度実施に向けて、学生生活実態調査WGを立ち上げ、実施骨子、調査票等の検討に着手した。

計画 1-3 「低学年において合宿研修を実施し、教職員と学生の交流を深める。平成17年度を目途にオフィスアワーを設定するとともに、研究室の開放などを通じて、交流の実効性を高める。」に係る状況

1. 各学部・学科ごとに、低学年を対象とした合宿研修を実施し、教職員と学生の交流を深めた。
2. オフィスアワーについては、全教員が設定し、掲示板やホームページに掲載したシラバスに設定時間を明記する（別添資料12参照）など学生に周知し、履修等の個別相談に応じた。また、研究室の開放を通じて上級生と交流する場を提供した。

計画 1-4 「クラス担任制を充実させる。また、教員が、常時学生の相談に応じられる体制を設けるとともに保護者などで構成される後援会及び同窓会との連携を強化する。」に係る状況

1. 学部・学科ごとに、クラス担任制やチューター制により、常時学生の相談に応じており、メールや電話、学生相談ポストによる相談窓口を設置し、気軽に相談できる体制をとった。また、学生に係わる重大なトラブルやチューターによる指導の限度を超える事態が発生した場合は、関係委員会と担当事務が連携して、適切な対応がとれる体制を整備した。
2. 社会情報学部及び工学部では、保護者との連携による修学指導を行うため、あらかじめ学生の同意を得て、担当教員のコメントを付した成績表を年1回保護者に送付した。

計画 1-5 ウエイト 「修学、精神的悩みや対人関係などの相談体制を拡充する。保健管理センターにおいては専門職によるカウンセリング機能を充実させる。また、セクシュアル・ハラスメント防止体制を強化するとともに、障害をもつ学生への支援体制を創設する。」に係る状況

1. 外部カウンセラー（臨床心理士、精神科医）の各キャンパスへの配置、ガイドブック「教職員による学生のメンタルヘルスへの対応」（19年度までに4巻発刊）の全教職員への配付、「学生相談室・相談対応者用マニュアル」、「学生相談 Q & A」の担当教職員への配付、メンタルヘルス講演会の実施等学生に対する相談体制を充実させた。また、18年度より、学生の教員への相談状況の実態把握に当たって、全教員向けのアンケートに「メンタルヘルス」の項目を加えた。
2. 部局ごとにハラスメント相談員の複数配置、セクハラ、アカハラ、パワハラについて外部カウンセラーに電話・メールで直接相談できるハラスメントホットラインの設置等相談体制を充実し、さらに、学生便覧・ホームページによる注意喚起、教職員対象の講習会の実施などハラスメント防止のための取組を行った。
3. 17年度に策定した「群馬大学障害学生修学支援実施要項」（別添資料21）に基づき、食事・トイレ介助が必要な学生に対する支援者の雇用、専門的技術を持つ職員及び学生ノートテイクを配すなど、学生個々の障害の程度に応じた支援を実施した。
4. 外部専門家を講師に招き、パソコンによるノートテイク講習会や手話通訳講習会を開催し、支援体制の充実を図った。また、精神障害を有する学生への対応として、教員に対して講演会（19年度実績 158名参加）を実施した。

計画 1-6 「平成17年度に学生支援の窓口を設置し、学生のクラブ活動、学生自治会、ボランティア活動、NPO など多様な形で社会参加するための自主組織に対して積極的に支援を行う。」に係る状況

17年度に設置した「学生支援センター」において次の事項を行った。

1. 「地域貢献活動学生協力者養成講座」を開催し、地域貢献活動の理論的かつ実践的な体験・学習機会を提供した。
2. クラブ・サークルの主将等を対象にリーダーシップ研修会を開催し、外部講師の講演や参加者の班別討議を通じて、リーダーとしての自覚と素養を高めた。
3. 学園祭や体育大会等学生の自主的活動に対して、教職員による指導・助言、施設設備や情報機器、教材の貸与、学長裁量経費等による資金補助などの支援を行った。

計画 1-7 「学生面談を行い、修学、健康管理、生活、進路等の相談や助言をする。また、教職員の指導力向上のために、学生相談に関する手引きを作成し研修を実施する。」に係る状況

1. 学生相談における留意点やコンサルティングの手順を定め、教職員を対象に研修会を実施した他、関係教職員にメンタルヘルス協議会に参加させ指導力を高めた。
2. 欠席状況調査を実施して必要に応じてクラス担任、健康支援総合センター医師、カウンセラー等が個別に面談し、相談・助言を行った。
3. 「学生相談室・相談対応者用マニュアル」、「学生相談 Q & A」、ガイドブック「教職員による学生のメンタルヘルスへの対応」を活用して、教職員の指導力の向上を図った。

計画 1-8 「就職ガイダンスや、キャリアカウンセラーによる就職指導を充実し、就職指導担当教職員との連携による就職支援体制を強化する。また、キャリアガイダンスを低学年から実施する。」に係る状況

1. 学生支援センター就職支援部会、キャリア・サポート室及び就職指導担当教職員が連携して、一般企業向け就職ガイダンス・就職模擬試験、公務員関係就職ガイダンス、インターンシップ説明会、職務適性診断テスト・各種セミナーなどを開催し、就職対象学年への就職支援及び低学年における職業意識を向上させた（資料2 2）。
2. 荒牧、桐生キャンパスにキャリアカウンセラーを各1名配置し、面接形式によるカウンセリングを実施した。
3. キャリアサポート室に設置したコンピュータによる職業適性診断検査を行った。
4. 群馬県若者就職支援センター及び（財）群馬県勤労福祉センターが前橋、高崎、桐生に設置している「ジョブカフェぐんま」との連携により、「eメール」相談等の利用を促進した。
5. 就職支援企業との連携により、「就職支援ブックー群大生のための就活ノウハウ集ー」を作成し、各学部の就職希望学生に配付した。
6. 教育学部では、教員志望の学生を対象に非常勤キャリアカウンセラーによる個別相談、教員採用試験説明会、試験対策講座、小論文・面接対策講座等の就職指導を計画的・組織的に実施した（資料2 3）。

資料2 2 就職ガイダンス等開催実績

区 分	18年度	19年度
一般企業向け就職ガイダンス・就職模擬試験	23回 1,325名	25回 1,636名
公務員関係就職ガイダンス	7回 276名	10回 340名
インターンシップ説明会	6回 742名	6回 905名
職務適性診断テスト(19年度～)・各種セミナー	9回 108名	17回 762名
コンピュータによる職業適性診断検査	54件	124件
キャリアカウンセラー カウンセリング	141件	193件

資料2 3 教員志望者向け就職ガイダンス等の実績

対 象	実施時期	区 分	講師等	参加者数 (16～19年度)
学 部3年 大学院1年	4月	就職ガイダンス 「就職活動オリエンテーション」	学生支援 委員会	80～100人
	10月	就職ガイダンス 「教員就職活動を始めるに当たって」	学外講師	80～100人
	11月	教員採用試験対策講座 「一次試験突破に向けて」	学外講師	80～100人
	11月	合格体験発表	教員採用 試験合格者	80～100人
	12月	教員採用試験対策講座 「教職教養・一般教養模擬試験」	学内教員	80～100人
	2月	教員採用試験対策講座(2日間) 「教職教養・一般教養試験問題解説」	学内教員	80～100人
学 部4年 大学院2年	4・5・6月	教員採用試験学内公開模試(3回) (大学生協と共催)		各回 60～80人
	4月	教員採用試験対策講座 「自己アピール・小論文作成指導」	学外講師	70～110人
	4月	教員採用試験説明会	教育委員会 人事担当者	150～180人
	5月	教員採用試験対策講座(2日間) 「小学校教科指導法問題解説」	学内教員	50～60人
	8月	教員採用試験対策講座(3日間) 「集団討論・個別面接・実技試験指導」	学内教員 学外講師	130～150人 (卒業生を含む)

計画 1-9 「平成 16 年度に県内他大学等と合同の実務者レベル就職研究会を設置し、また、経済界との意見交換を図る。さらに、新たに、企業の人事経験者等による専門的助言者を配して、指導体制の強化を図る。」に係る状況

1. 16 年度に群馬県内の大学、短期大学及び高等専門学校（計 22 機関）の就職支援実務者並びにハローワーク等就職指導・助言機関（4 機関）の担当者を構成員とした「群馬県内大学等の就職支援実務者研究会」を設置し、意見交換を行った。
2. 全国就職ガイダンス、就職指導支援セミナー、大学と各県企業との就職情報交換会にキャリアサポート職員を派遣し、就職・採用活動状況の分析と情報収集を行い、指導体制の強化に活用した。
3. 群馬県内の企業を訪問し、人事担当者との情報交換を行い、就職活動における指導の向上を図った。

計画 1-10 「インターンシップを推進し、企業、公的機関、学校、施設等において学生に実務経験を積ませる。平成 17 年度に教職員による「インターンシップ推進協議会」（仮称）を設置する。」に係る状況

1. 17 年度に学生支援センター就職支援部会を設置し、インターンシップを推進した。
2. 本学とインターンシップ受入企業推進開拓事業受託者との連携により、官公庁、企業の協力を得て、インターンシップを実施した。実習受入期間中に職員による派遣先の一部への訪問により各企業・機関の実情を把握し、今後の指導に活用するとともに、インターンシップ受入れの更なる協力を依頼した（資料 2 4）。
3. 教育実習修了者を対象とした教職インターンシップを「教育実践インターンシップ」として単位化した（履修登録者 18 年度 77 名、19 年度 81 名）。
4. 19 年度に、工学部では、インターンシップコーディネーター 1 名を新たに雇用し、受入企業の開拓及びマッチング等の充実を図った。

資料 2 4 インターンシップ実績

区 分	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
派遣機関数	85 機関	90 機関	92 機関	89 機関
学 生 数	180 名	230 名	223 名	197 名

計画 1-11 「奨学金制度などの諸制度を熟知させるとともに、TA など学内補助業務やアルバイトなどの紹介体制を充実させる。」に係る状況

1. 日本学生支援機構の奨学生の募集、採用、継続及び返還に関する説明会を実施、奨学金制度及び授業料等免除の制度に関する概要等を学生便覧や大学ホームページのキャンパスライフのページに掲載して、情報提供を行った。
2. TA、RA、留学生チューター、パソコン実習室のアドバイザー及び障害のある学生のためのノートテイク等の学内補助業務は各学部、研究科において、また、アルバイトの斡旋についてはキャリアサポート室及び各学部の学生担当係で紹介体制を整えた。

計画 1-12 「平成 16 年度から下宿、アパート情報を HP に掲載するなど、宿舎の紹介制度などを強化し、学生の経済的安定化を図る。」に係る状況

1. 16 年度から引き続き、大学生生活協同組合と連携し、本学のホームページと同組合のアパート情報のページをリンクさせ、学生の利便性を高めた。
2. アパート提供者との会議を開催し、学生とのトラブル防止や低廉な家賃額でのアパート提供の要請など、定期的に情報交換を行った。

計画 1-13 「学生に対する福利厚生の実を充実を図る。」に係る状況

学長と学生との懇談会で要望が多かった事項などを中心に次の整備等（19年度実施例）を行った。

1. 体育館、学生共用施設の防音対策及び学生駐車場の整備を行った。
2. 食堂関係として、昼食時の食堂の混雑緩和に係る弁当販売箇所の増設、食堂利用導線の改善の措置をとった。また、障害のあるスタッフを雇用する「レストランあらまき」を開店し、福利の向上と障害者自立支援の啓発を図った。
3. ビザ、各種証明書用の自動撮影機を生協と連携して構内に設置した。

計画 1-14 「社会人学生や留学生のための交流の機会を増やし、学生・教職員との親睦の場を更に充実させる。また、留学生センターと各部局が協力し、留学生支援体制を整えとともにチューター制度の活用を図る。」に係る状況

1. 留学生に対してチューターを配置し、日本語能力の向上を図るとともに、日常生活上の相談に応じるなどの支援を行った。
2. 諸外国からの優秀な留学生の受入れを推進し、本学の教育研究に資することを目的に、入学科、授業料相当額を奨学金として給付する留学生奨学金制度を創設した。
3. 学部ごとに留学生、学生、教職員が相互に交流が図れるように、留学生センターで交流会実施の予算的措置を行い、交流会を実施した。
4. 19年度に、留学生支援の一環として、篤志家の寄付により、FA (From Abroad) 留学生奨学金基金を新設し、3名の留学生に奨学金を支給した。
5. 社会人学生と教職員との親睦を図る目的で、懇親会を実施した。

計画 1-15 「図書館は、社会人や留学生が必要とする図書や雑誌の充実を図る。外国語版の利用案内やホームページを作成し、留学生の便宜を図る。」に係る状況

1. 留学生センターと協力して、留学生のための図書を各キャンパスの図書館に整備した。また、19年度は留学生自身に図書等の推薦を依頼し、優先的に整備した（資料25）。
2. 外国語版の利用案内及びホームページは整備済みであり、随時更新を行っている。
3. 図書館の日曜開館を実施し、社会人学生の休日利用を可能とした。

資料 25 留学生用図書の整備数

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度
留学生用図書数	840冊	799冊	545冊	675冊

計画 1-16 「社会人学生の修学を支援する相談窓口を設置する。」に係る状況

1. メール、電話や学生相談用ポストによる相談窓口を設けるとともに、相談室を設置して個別の修学指導ができる体制を整備した。
2. 社会人学生が、就業と修学が両立できるよう、夜間開講プログラム、土日、夏期などの特定時期における集中講義、サテライト教室での講義を実施し、修学支援体制を充実させた。

b) 「小項目 1」の達成状況

(達成状況の判断) 目標の達成状況が良好である。

(判断理由) 17年度に設置した学生支援センターを中心に、履修・厚生補導・課外活動・経済支援をきめ細やかに行った。各学部には、学生相談員を置くとともに、担任制や教員チューター制、オフィスアワーの設定、学生相談ポストによる相談窓口の設置等により、学生が教職

員に気軽に相談できる体制を整備した。特に、精神的悩みや対人関係等に関する相談には、外部カウンセラー（臨床心理士、精神科医）を各キャンパスに配置し、また、障害学生修学支援要項を制定して、障害学生を全学的に支援する体制を整備した（ウエイトを置いた計画1－5）。さらに、キャリアガイダンス、就職ガイダンスを充実させ、インターンシップを推進した。これらの取組により、学生支援体制は一段と充実したので、目標の達成状況が良好であると判断した。

②中項目4の達成状況

（達成状況の判断） 目標の達成状況が良好である。

（判断理由） 上記「小項目1」の記載事項と同じ。

③優れた点及び改善を要する点等

（優れた点） 学生支援センターの設置により、学生の相談をワンストップで受け止める全学的な体制を整備した（計画1－2）。

（改善を要する点） 該当なし。

（特色ある点） 1. 各キャンパスへの外部カウンセラーの配置等により学生のメンタルヘルスへの対応体制を強化した（計画1－5）。

2. 障害学生修学支援要項を制定して、障害学生支援体制を整備した（計画1－5）。

2 研究に関する目標(大項目)

(1) 中項目 1 「研究水準及び研究の成果等に関する目標」の達成状況分析

①小項目の分析

○小項目 1 「我が国の学術政策の基本方針を踏まえつつ、最先端の独創的研究を世界水準で展開する。研究の推進に当たっては、専門分野の枠組みにとらわれず、総合的視点に立脚した研究分野の再構築を図り、新しい学問体系の確立を目指す。研究の成果は、それぞれの研究分野において世界的水準の学術誌に発表して、諸科学の進歩に貢献するとともに、知的財産権を取得して、教育研究を円滑に実施するための財政的基盤を強化する。また、地域社会に発生する様々な問題や課題について、学外の関係機関や自治体等と共同研究を積極的に実施し、その成果を地域社会に広く還元する。」の分析

a) 関連する中期計画の分析

計画 1-1 「学術政策の基本方針に基づく重点的研究分野を中心に、重点プロジェクト型研究を推進する。研究課題の策定、研究班の編成に当たっては、学部・専攻など組織の枠組みにとらわれることなく、学術的意義、創造性、社会貢献性などを重視する。」に係る状況

1. 研究戦略室を設置し、研究戦略の構築、中期計画に掲げた大学として重点的に取り組む 8 領域の研究推進、競争的研究資金獲得のための方策の立案等を行った。室員には、重点 8 領域の研究代表者、21 世紀 COE プログラムに採択された拠点のリーダーとサブリーダー及び研究計画の立案・推進を行うための部局長推薦による教員を配置した。特に、COE プログラムへ挑戦する研究グループの形成に努め、16 年度 21 世紀 COE 革新的学術分野「加速器テクノロジーによる医学・生物学研究」(別添資料 2 2)、19 年度グローバル COE 生命科学分野「生体調節シグナルの統合的研究」(別添資料 2 3)の採択に貢献した。
2. 18 年度に研究戦略室を中心に「学術研究推進戦略」を策定し、その下に研究施設・備品整備に関する全学的長期プランを策定した。

計画 1-2 「社会情報学、保健学などの新しい学問分野においては、それらの研究分野を一層強固なものにする。また、生命科学、医学、工学、教育学など成熟した学問分野においては、最先端研究、学際的研究の推進を図る。生命科学研究の推進に関しては、生命科学懇談会の答申等を踏まえて世界的水準の研究拠点形成を図る。」に係る状況

1. 社会情報学研究科は、日本社会情報学会の組織づくりに貢献し、我が国における社会情報学の確立に中心的役割を果たした。17 年度には「社会情報学ハンドブック」を刊行した。
2. 保健学の看護学分野では、療養支援と健康支援、生体・環境保健情報学分野では、未病対策として各種疾患の早期診断法の開発、理学・作業療法学分野では、リハビリテーションと介護予防を中心課題とし、新しい保健学の確立に努めた。
3. 生命科学、医学では、21 世紀 COE プログラム「生体情報の受容伝達と機能発現」(別添資料 2 4)及び「加速器テクノロジーによる医学・生物学研究」で教育研究拠点形成を進めた。また、19 年度に終了した前者の 21 世紀 COE プログラムの成果を引き継ぎ、秋田大学との連携により規模を拡大した、グローバル COE「生体調節シグナルの統合的研究」の採択を受け、神経・内分泌・免疫系に関する世界的水準の研究を進めている。
4. 工学では、「ケイ素科学の構築プロジェクト」他 9 件のプロジェクトを重点研究として策定し、さらに、重点研究に関係する 5 つの研究会を立ち上げ、研究を推進した。
5. 教育学では、教育学部と附属学校の共同研究体制を構築し、研究を推進するとともに、16 年度より、群馬県教育委員会と連携し、「教育改革・群馬プロジェクト」(別添資料 2 5)を推進し、「特色ある教育課程の開発」など 8 つのテーマで共同研究を実施し、17、18 年度に成果を報告書として取りまとめ、その後も活発に活動を展開して、「教職大学院」の基盤を形

成した。

計画 1-3 「基礎研究、将来に継承すべき科学技術、あるいは地域的特性に根ざした諸課題を解決するための研究を積極的に支援する。」に係る状況

1. 若手研究者の自由発想による基礎研究を支援するために、若手研究助成制度を創設した。
2. 19年度に、工学研究科に群馬大学ファイブバイオプロセス研究会を発足させ、群馬県の養蚕関連の伝統産業の技術蓄積を生かしつつ、繊維を新たな学術的視点（分子育種バイオテクノロジー、高分子化学、ロボット工学など）から研究し、地域結集型ファイブ工学を展開し、新産業の創出を目指す体制を構築した。
3. 群馬県教育委員会との連携による学校現場での喫緊の教育課題に関する共同研究、附属病院による県内がん診療連携拠点病院の統括と地域がん医療体制の構築、共同研究イノベーションセンター、知的財産戦略室による企業や自治体等との連携活動など群馬県の教育、医療、産学官連携において中心的役割を果たした。

計画 1-4 ウエイト 「生命体における、増殖、分化、高次機能発現、再生、退行などの情報受容伝達系の研究」に係る状況

本研究計画の実施は、21世紀 COE プログラム「生体情報の受容伝達と機能発現」（14年度採択）と同プログラムを継承した秋田大学との連携によるグローバル COE プログラム「生体調節シグナルの統合的研究」（19年度採択）を通じて国際的な生体調節シグナル教育研究拠点を目指す中で行われた。研究は順調に進展し、21世紀 COE プログラム「生体情報の受容伝達と機能発現」については、16年度に行われた中間評価で、最も高い評価を得、19年度のプログラム終了後の事後評価においても、「期待どおりの成果があった」との評価を得た。グローバル COE プログラム「生体調節シグナルの統合的研究」においても、高いレベルの研究成果を次々と発表している。これまでの特記すべき研究成果は次のとおりである。

1. 細胞極性、分泌顆粒の放出機構、選別機構における低分子 G 蛋白の役割の解明（Ⅲ表 2007、2010、2013）。
2. 新しい細胞内、細胞間シグナル伝達機構の解明（Ⅲ表 2001、2020）。
3. 膵臓 β 細胞の分化誘導とその制御機構の解明と臨床応用を目指した研究の展開（Ⅲ表 2018、2019）。 （Ⅲ表 19-01）

計画 1-5 「難治性諸疾患の病態解明と予防・治療戦略の構築」に係る状況

上記計画 1-4 の COE プログラムの実施の一部を担うとともに、神経疾患、糖尿病、循環器疾患、痴呆症等の病態解明、および難治性感染症の解析を基盤として、それらの治療や予防を目的とする新規医療の開発に向けた研究を展開して、世界規模で高く評価される多くの成果を得た。特記すべき研究成果は次のとおりである。

1. 難治性神経疾患である脊髄小脳変性症のモデルマウスの作製と遺伝子治療法の開発（Ⅲ表 2001）。
2. 視床下部神経核に発現する新規の食欲抑制タンパク質 Nesfatin-1 の発見と新規抗肥満薬への応用研究への展開（Ⅲ表 2027、2028）。
3. 動脈硬化における Notch シグナルの意義の解明と血管石灰化の制御を目指す創薬への応用研究（Ⅲ表 2017、2022）。
4. 難治性感染症の病原性解析、予防と治療法の開発研究
 - ① ヒトレトロウイルス感染の新しいコレセプターの同定と HTLV-I の感染における糖鎖の意義の解明（Ⅲ表 2013）。
 - ② 多剤薬剤耐性日和見感染菌の病原性因子の解明（Ⅲ表 2011）。 （Ⅲ表 19-02）

計画 1-6 **ウエイト** 「重粒子線利用等による低侵襲がん治療法の開発」に係る状況

I. 21 世紀 COE 革新的学術分野「加速器テクノロジーによる医学・生物学研究」プログラム（16 年度採択）の実施

本計画は COE プログラムを中心に、放射線生物学・医学の教育研究拠点を目指す中で行われた。研究は広範囲かつ着実に進展し、18 年度に行われた中間評価で、最も高い評価を得た。これまでの特記すべき研究成果は次のとおりである。

1. サブミリサイズの高精度で重粒子線照射を可能とする治療法の確立のための基礎技術の開発（Ⅲ表 2025）
2. 重粒子線等の高 LET 放射線が低酸素腫瘍制御に有効であることの臨床的実証（Ⅲ表 2002）
3. 重粒子線照射効果の特異性を明らかにするための放射線誘発遺伝的不安定性の分子機序の研究の進展（Ⅲ表 2003）

II. 群馬大学重粒子線照射施設の設置

大学附属病院における世界最先端のがん治療を実現することを目的として重粒子線照射施設の建設（別添資料 2 6）を進めてきた。建設工事は 19 年 2 月に開始され、20 年度中に完了する予定である。21 年度治療開始を目指して、19 年 4 月に治療検討委員会を組織し、多種類のがんに対する治療プロトコルの作成を開始した。また、治療用照射室のうち、第 4 室を上記 I の 1 で述べた高精度重粒子線治療法開発のために使用する計画を進めた。

（Ⅲ表 1 9-0 3）

計画 1-7 「健康の維持・増進や生活の質（QOL）向上のための科学研究」に係る状況

保健学研究領域の確立のため、療養支援、リハビリテーション、健康増進・未病、介護予防を 4 つの研究分野とし基礎および臨床研究を行った。療養支援分野では神経難病看護、がん看護、在宅看護、各種疾患の早期診断法開発を、リハビリテーション分野では神経疾患リハビリ、呼吸リハビリ、脳卒中リハビリを、健康増進・未病分野では日米比較疫学研究、リラクゼーション法、スポーツ障害予防を、介護予防分野では認知症予防と高齢者筋肉トレーニングをテーマとし、高く評価される多くの成果を得た。特記すべき研究成果は次のとおりである。

1. 療養支援分野：神経難病、がん及び周産期看護の支援尺度の策定（Ⅲ表 2008、2009、2010）。
2. リハビリテーション分野：脳卒中片麻痺患者の機能的動作尺度の策定（Ⅲ表 2002）と呼吸リハ基礎研究（Ⅲ表 2006）。
3. 健康増進・未病分野：スポーツ障害発生頻度の大規模調査（Ⅲ表 2003）、免疫基礎研究（Ⅲ表 2004）、有効なリラクゼーション法の開発（Ⅲ表 2007）、日米比較疫学研究（Ⅲ表 2005）。
4. 介護予防分野：認知症の基礎研究（Ⅲ表 2001）。 （Ⅲ表 1 9-0 4）

計画 1-8 「炭素及びケイ素の元素特性を活用するナノ材料の創製と機能制御」に係る状況

本研究計画の実施は、主に文部科学省・特別教育研究経費・連携融合事業「ケイ素を基軸とする機能性材料の開拓」（17 年-19 年度）を通じて、多彩な機能を有するケイ素系ナノ材料の開発と、若手人材の育成を目的として行われた。その結果、ケイ素に関係する化学系、生物化学系、電気電子工学系、機械工学系の分野の教育・研究者が結集し、群馬県内の公的研究機関とも連携して、既存の学問分野の枠を超えた教育・研究活動を展開することができた。また、3 回にわたる国際会議を開催し人材育成を行った。さらに工学研究科内に「ケイ素科学国際教育研究センター」を設置し、ナショナル教育研究拠点としての基盤を整えた。

研究の成果は、特許出願（含公開、取得）24 件、学術論文 101 篇として公表した。主な研究成果は次のとおりである。

1. シラノール系化合物の立体特異的反応の開発と超分子構造の解明（Ⅲ表 2003）。
2. 炭化ケイ素多孔体材料の開発（Ⅲ表 2011）。
3. 光機能ケイ素関連材料（光線力学療法や色素増感太陽電池における増感色素、フォトニクス材料、遺伝子検出プローブ）の開発（Ⅲ表 2008、2009、2010）。
4. ケイ素関連物質の機能解明の基礎的研究（Ⅲ表 2001、2002、2004、2005、2006）。

(Ⅲ表 19-05)

計画 1-9 「高速情報通信ネットワーク社会に対応したアナログ集積回路研究」に係る状況

半導体素子、電子回路、利用技術まで、応用駆動型で一体化した新たな分野を確立していくことを目標としており、①大学が基礎と先行研究を、企業が製品化技術を担当するリスク分担型研究体制、②産学連携体制での研究教育拠点形成、③関連 NPO や企業 OB など実務経験のある人材を研究教育支援スタッフに積極導入することを特徴とする。達成状況として研究面では、群馬大学アナログ集積回路研究会（平均月 1 回開催、現在までに 75 回開催）による研究環境整備と寄附講座「ルネサステクノロジ先端アナログ回路工学講座」を中核とした研究体制により特記すべき以下の成果を得た。

1. 次世代検波技術であるダイレクトコンバージョン A/D 変換器の開発（Ⅲ表 2001、2002）。
2. 高速・低電圧を特徴とした携帯機器向け CMOS 集積回路の開発（Ⅲ表 2003、2004）。
3. IC タグ用アンテナ技術に関する技術開発（Ⅲ表 2006）。
4. 低消費電力、高効率電池駆動用電源回路技術（Ⅲ表 2005）。

このほかベンチャー起業、実務経験のある関連 NPO、企業 OB を支援スタッフとする実践的教育プログラム「群馬アナログカレッジ」を設立し、地域のアナログ関連企業の研究開発と人材育成に貢献した。（Ⅲ表 19-06）

計画 1-10 「学校教育が直面している諸課題（不登校、いじめ、多文化共生等）に対応するための実践的・総合的研究」に係る状況

平成 16 年度より群馬県教育委員会と群馬大学とが連携に係る協議会を発足させ、学校現場の喫緊の課題（8 テーマ）について共同研究「教育改革・群馬プロジェクト」を実施してきた。この共同研究とともに、科学研究費補助金等により、重点領域に関する実践的研究が行われてきた。これまでの特記すべき研究成果は次のとおりである。

1. 今日の幼児・児童・生徒の心理理解に関する研究（Ⅲ表 2002、2003、2005）。
2. カリキュラムや指導方法・学習教材の開発研究（Ⅲ表 2001、2008、2009、2010、2011、2012、2014）。
3. 学校の管理職や一般教員の資質向上に関する研究（Ⅲ表 2006、2013）。
4. 現代社会における学校と保護者の連携のあり方に関する研究（Ⅲ表 2007）。
5. 特別支援教育の充実を図る実践的研究（Ⅲ表 2004、2015）。（Ⅲ表 19-07）

計画 1-11 「社会情報化の進行をめぐる諸側面に関する総合的研究」に係る状況

本研究計画の実施は、人文・社会科学の諸領域から高度情報社会の諸問題の把握・解明を進める中で、人間に焦点をあてた「モバイル・インターネットの進展と親密圏の社会的変容に関する総合的研究」と、社会に焦点をあてた「「持続可能な社会」構築のための社会情報学的研究」との 2 つの領域で行われた。いずれの領域でも、研究集会や社会調査、シンポジウム等精力的に研究活動を推進し、学会報告等の学術的活動も活発である。これまでの特記すべき研究成果は次のとおりである。

1. 幕末維新时期に成立した情報社会の研究（Ⅲ表 2002）。
2. 青少年のケータイ・インターネット利用の問題を取り上げて社会に警鐘を鳴らし、警察庁や文部科学省の政策立案に指導的役割を果たした研究（Ⅲ表 2006、2007）。
3. 地元の地方紙と共同で毎年行っている世論調査（Ⅲ表 2008）。
4. 構造変化と集計量分析の新理論の構築（Ⅲ表 2003）。（Ⅲ表 19-08）

計画 1-12 「大学施設の公開、公開講座など啓発活動を推進し、各種広報手段を通して研究内容や活動の現状などを公開し、公的研究機関としての説明責任を果たす。」に係る状況

1. 群馬大学学術情報リポジトリ（本学で生産された学術及び研究成果を蓄積し、広く学内外に公開するシステム）の内容の充実を図り、研究内容の情報提供を行っている。また、19年度に新たに構築した「大学情報データベース」により教員の研究業績等をホームページに公開した。
2. 情報誌「GU' DAY」を年2回発刊し、大学の活動内容を公開した。
3. 地元新聞社等との連携により、次に掲げる研究内容・成果、研究者情報を提供する様々な冊子の定期的な発行や、ホームページの充実を図り地域企業等に積極的なPRを行った。
 - (1) 一般向けの教養書・啓発書シリーズとして、「ブックレット群馬」の発刊を企画し、第1号として「群馬に多い病気」を刊行した（上毛新聞）。
 - (2) 毎週定期的に掲載された研究紹介「群大研究室から－新時代への視点－」（75回）を再編集し、「群馬大学研究室から新時代への視点」を刊行した（上毛新聞）。
 - (3) 教員が発表した研究シーズを毎週定期的に掲載した。さらに、それらを再編集し、研究要約と図表を盛り込んだ分かりやすいシーズ集「シーズを探せ」として冊子化した（群馬経済新聞）。
 - (4) 日経BPムック「変革する大学」シリーズ 群馬大学版を発刊した（別添資料8）。
4. 本学、茨城、宇都宮、埼玉の4大学が所有する「知」を広く社会に紹介するための研究シーズ集「4U：フォーユーVol.1」を群馬大学TL0が編集し、発刊した（別添資料27）。
5. 公開講座、公開研究会、公開シンポジウム、市民講座などを積極的に開催し、研究内容の公表や研究成果の社会への還元を図った。

計画1-13 「研究成果の公表、特許出願を奨励する。また、平成16年度から研究成果をデータベース化し、各種手段を通して公開する。」に係る状況

1. 医学系・工学系の教職員に対して、弁理士（客員教授）による特許相談会を毎月定例的に開催し、研究成果に基づく発明について相談に応じている。また、知的財産戦略室、群馬大学TL0のスタッフが教職員からの特許相談に常時応じ、特許出願件数を増加させた（資料26）。
2. 研究成果に基づき本学が単独出願した特許については、未公開特許を含めた開放特許のリストと発明要約をデータベース化し、ホームページで公表している。また、このデータを掲載した冊子「群馬大学開放特許一覧」を作成し、産学官連携推進会議等の企業が参加する様々な会議で配付した。

資料26 特許実績 (単位：件、千円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度
出願件数	67	90	62	109
実施件数	0	5	5	9

計画1-14 「研究・知的財産戦略本部を中心に、学内の知的財産権の管理・活用を図るとともに、外部TL0機関やリエゾンオフィスと連携する。」に係る状況

1. 首都圏北部技術移転ネットワークを構築するため、関東経済産業局、自治体、自治体産業支援機関、及び4大学（茨城大学、宇都宮大学、埼玉大学、本学）とで検討した結果、4大学の新技术を移転するための活動として、本学主導による4大学新技术説明キャラバン隊を結成することになった。この結成により、「首都圏北部新技术説明会」を埼玉、群馬、東京において開催し、参加企業の個別技術相談に応じるなど、技術移転活動を積極的に推進した。
2. 研究・知的財産戦略本部の群馬大学TL0において、本学が国内及び外国に出願した特許の発明の名称、発明者・管理番号・出願番号・出願日等の項目を記載した特許出願リスト、及びこれらの電子データをインプットした特許管理・電子包袋管理システムを作成し、知的財産権を一元管理している。
3. 東京のリエゾンオフィス「コラボ産学官」主催の医工連携研究会に参画して、開放特許をパネルで紹介するとともに、開放特許一覧を配付した。

計画 1-15 「地域共同研究センターを中心に企業等との共同研究を推進し、都市エリア産官学連携事業、地域新生コンソーシアム事業、群馬県が取り組んでいる事業化プロジェクトなどに積極的に参加する。」に係る状況

共同研究イノベーションセンター（旧 地域共同研究センター）を中心に企業等との共同研究を推進した。それらの共同プロジェクトは、経済産業省の「地域新生コンソーシアム研究開発事業」及び「産学連携製造中核人材育成事業」、文部科学省の「都市エリア産官学連携事業」等に採択され、積極的な事業展開がなされた（別添資料 28）。

計画 1-16 「地域住民に対して産学官連携、新規事業創生、NPO 運営、地域医療、環境問題などに関する助言・相談機能を持つシステムの構築を図る。」に係る状況

1. 多文化共生に関する教育・医療・防災・防犯プログラムの企画運営や現代 GP「地域密着型健康づくりプランナーの育成」（別添資料 29）事業の一環として、地域の健康づくり・地域づくりに関する健康調査・結果報告会、勉強会、助言等を行った。
2. 前橋商工会議所と連携して推進している「まちなかキャンパス」において、一般市民に開放した授業を行った。
3. NPO 法人「群馬がんアカデミー」と共同して、がん医療等に関する一般市民向け相談等を実施した。また、NPO 法人「北関東バイオフォーラム」では、群馬県と共同で中小企業の経営者に向けた産学官連携のためのセミナー「医工連携交流会」を開催した。
4. 過疎地域における高齢者交流ネットワーク事業で、ネットワークづくりの中心的役割を担い、高齢者パワーアップ教室を開催した。
5. 県市町村、地域 NPO 法人、農業関係者など地域の関係者と連携し、環境問題を考えるイベント「アースデイ in 桐生」、「桐生手作り緑化フェア」を開催し、環境問題に関する啓発活動を行った。

計画 1-17 「平成 18 年度～19 年度を目途に研究水準・成果を組織的に評価するシステムを作る。論文発表、学会活動などに加えて、学術招待講演、学術賞の受賞、特許取得、研究成果の事業化など多面的に評価する。この目的のために、教員の教育研究業績データベースを作成する。」に係る状況

1. 評価システムについては、20 ページ 計画 1-3 に係る状況参照。
2. 各教員の教育、研究、社会貢献、管理運営の領域における活動状況に関するデータを収集、蓄積し、大学情報データベースを充実させた。
3. 「群馬大学科学者行動規範」を 19 年 4 月に制定し、その趣旨を全研究者に周知するとともに、研究活動上の不正行為を防止し、不正行為又は不正行為に起因する問題が生じた場合に適切な対応を図るため、群馬大学研究行動規範委員会を設置し、併せて、不正行為に関する申立て及び情報提供並びに関連規程に関する相談、照会等に対応するための不正行為申立窓口を設置した。また、全ての研究費の運営及び管理を適正に行うため、研究費の運営及び管理に関する責任と権限の明確化を図り、併せて、不正防止計画を推進するコンプライアンス室を設置した。

b) 「小項目 1」の達成状況

（達成状況の判断） 目標の達成状況が非常に優れている。

（判断理由） 研究戦略室を中心に、総合的視点に立って重点研究 8 領域を設定し、プロジェクト研究を活発に展開した。その中でも、特に、ウエイトを置いた研究領域（計画 1-4、1-6）での成果が次のとおり顕著であった。①重点研究領域「生命体における、増殖、分化、高次機能発現、再生、退行などの情報受容伝達系の研究」では、21 世紀 COE プログラム「生体情報の受容伝達と機能発現」（14 年度採択）と同プログラムを継承した秋田大学との連携によるグローバル COE プログラム「生体調節シグナルの統合的研究」（19 年度採択）を通じて国際的な

生体調節シグナル教育研究拠点形成が順調に進んだ。②重点研究領域「重粒子線利用等による低侵襲がん治療法の開発」では、21世紀COE革新的学術分野「加速器テクノロジーによる医学・生物学研究」プログラム（16年度採択）では、放射線生物学・医学の教育研究拠点形成を目指し、研究は広範囲かつ着実に進展した。またこれと連動して、大学附属病院における世界最先端のがん治療を実現することを目的とする重粒子線照射施設の建設に19年2月に着手し、20年度中に完了する予定である。その他の研究領域でも、多くの優れた成果を上げた。また、研究成果の活用に注力し、特許出願・技術移転など活発な知的財産活動を展開した。以上の実績に基づき、目標の達成状況が非常に優れていると判断した。

②中項目1の達成状況

（達成状況の判断） 目標の達成状況が非常に優れている。
（判断理由） 上記「小項目1」の記載事項と同じ。

③優れた点及び改善を要する点等

（優れた点） 研究戦略室を中心に、21世紀COE、グローバルCOE等を担う研究グループを形成し、世界レベルの研究拠点形成を行っている（計画1-4、1-6）。

（改善を要する点） 該当なし。

（特色ある点） 我が国の大学では初めてとなる重粒子線照射施設の設置を順調に進めた（計画1-6）。

(2)中項目2「研究実施体制等の整備に関する目標」の達成状況分析

①小項目の分析

○小項目1 「国際競争力をもつ先進的研究拠点を形成し、それを担う人材を恒常的に育成するために必要な研究実施体制の整備を行う。学部・専攻の枠を越えて教員が研究組織を構成しやすいシステムの構築、複合領域の研究や大学院生に対する柔軟な研究指導を可能にする大学院組織の改組・再編を図る。

施設面での研究環境の整備の推進に努める。附属図書館、総合情報処理センター、機器分析センター、遺伝子実験施設、附属動物実験施設、附属生理活性物質センターなどの統合整備を通じて研究支援機能の向上を図る。

学内におけるプロジェクト研究、学外研究者との共同研究を円滑に行うために共用研究スペースや共同利用機器の使用について十分に配慮する。

教員の教育研究評価のためのシステムを構築し、各組織における教員の研究活動と実績を把握するとともに、研究者の配置や研究資金の配分等に競争的環境を導入し、教員の研究活動の活発化を図る。」の分析

a)関連する中期計画の分析

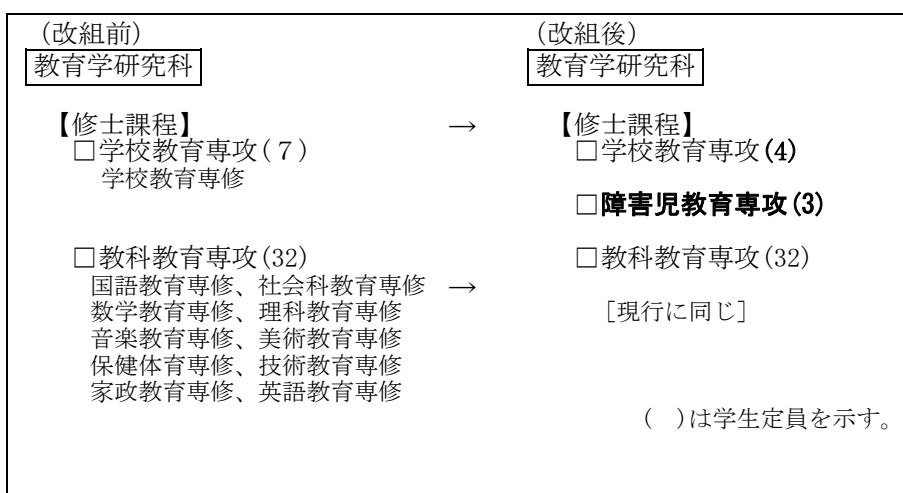
計画1-1 「学部、専攻の枠を越えて教員が研究組織を構成しやすいシステムを検討する。」に係る状況

1. 基礎・応用研究戦略の構築、中期計画に掲げた大学として重点的に取り組む8領域の研究推進、競争的研究資金獲得のための方策等の立案と実施のために整備した「研究戦略室」が中心となり、個々の公募プログラムに応じた応募体制を整え、部局内研究組織、部局間にまたがる研究グループ活動を促進した。特に、COEプログラムに対応できる特色ある教育研究拠点の形成に力を注ぎ、21世紀COEプログラム「加速器テクノロジーによる医学・生物学研究」（医学系研究科）及びグローバルCOEプログラム「生体調節シグナルの統合的研究」の採択とそれらのプログラムの円滑な推進に貢献した。
2. 工学研究科博士後期課程を1専攻とし、研究・教育の流動性を高め、学部・研究科の各専攻の枠を越えたプロジェクトを構築しやすい組織とした。

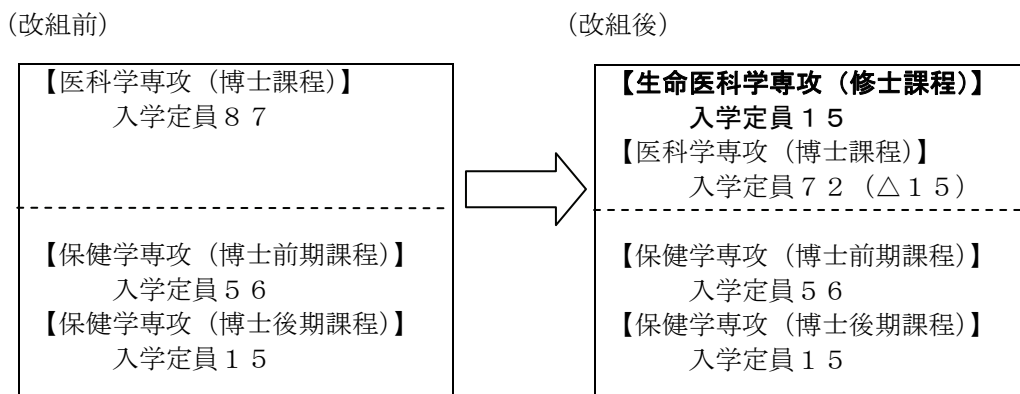
計画 1-2 「大学院組織の改組・再編により複合領域の研究や大学院生の研究指導に柔軟に対応できる体制を作る。」に係る状況

1. 18年度に障害児教育分野の整備・充実のため、教育学研究科学校教育専攻を改組し、新たに障害児教育専攻を設置した（資料 2 7）。
2. 19年度に生命科学と医学の学際的領域を研究する新しい人材を養成するため、医学系研究科に生命医科学専攻修士課程を設置した（資料 2 8）。
3. 19年度に学際的かつ高度な研究に柔軟に対応するため、工学研究科博士後期課程の専攻の枠をはずし、博士課程後期課程 1 専攻、博士前期課程 7 専攻とする改組・再編を実施した（15 ページ資料 1 4 参照）。
4. 20年度に実践的指導力のある高度専門職業人を養成するため、教育学研究科を改組し、専門職学位課程リーダー専攻（教職大学院）及び修士課程教科教育実践専攻を設置することとした（15 ページ資料 1 3 参照）。

資料 2 7 教育学研究科修士課程障害児教育専攻



資料 2 8 医学系研究科生命医科学専攻



計画 1-3 「研究者等の適正配置については、組織的に検討する。学長が裁量権を持つ教職員枠を作り、重点配置ができる制度を確立する。」に係る状況

16年度に第 10 次定員削減を法人化後も計画どおり実施したとして確保した「学長裁量枠」から、重点プロジェクト等のための教職員を採用する制度を確立した。
 (採用状況は、資料 2 9 参照)

資料29 学長裁量枠 実績

1. 17年度（3名）
 - (1) 総合情報メディアセンター（17年4月1日設置） 専任教員 1名
 - (2) 重粒子線医学研究センター（17年4月1日設置） 専任教員 1名
 - (3) 運営上特に重要な業務の遂行 特任教授 1名
2. 18年度（12名）
 - (1) 重粒子線医学研究センター 専任教員 2名
 - (2) 重粒子線医学推進課（18年4月1日設置） 事務職員 4名(兼任1名を含む)
 - (3) 大学教育センター（18年4月1日設置） 専任教員 4名
 - (4) 財務経営状況の点検、分析、企画 財務調査役 1名
 - (5) 国際交流企画室（18年6月1日設置） 事務職員 1名
3. 19年度（6名）
 - (1) 重粒子線医学研究センター 専任教員 2名
 - (2) 運営上特に重要な業務及び特定プロジェクトの遂行 特任教授 4名

計画1-4 「RA、TAを拡充し、大学院生の研究を支援する。また、ポストドクターの受入れを拡充する。」に係る状況

COE、GPなどの競争的資金等を活用して、RA、TA、ポストドクターの採用を18ページ資料17のとおり拡充した。

計画1-5 「文部科学省科学研究費補助金、他の省庁、外郭団体、財団等の助成金を積極的に獲得するよう奨励する。また、企業や自治体などとの共同研究を促進する。」に係る状況

1. 毎年9～10月に、荒牧、昭和、桐生の3キャンパスにおいて、研究担当理事、事務担当者が、科学研究費補助金獲得の重要性や電子申請の留意点などを解説する説明会を実施した。この説明会では、補助金採択者による、経験を踏まえた若手研究者向けのアドバイスをを行い、好評であった。
2. 科学研究費補助金の申請率を向上させるため、「国立大学法人群馬大学の予算配分方針」に基づき、18年度より、科学研究費補助金の応募を行わなかった研究者の研究費について、配分単価の20%を減額し、その経費を若手研究者支援のための経費財源とすることとした。これにより、申請件数が増加した（資料30）。
3. 研究・知的財産戦略本部の知的財産戦略室が中心となり、特許に基づく企業との共同研究の増加に注力した結果、特許に基づく共同研究費受入額が、17年度約200万円から19年度には約2,600万円に増加した。
4. 他省庁、外郭団体、助成団体等の各種研究助成の募集要項をホームページに掲載するとともに、要項の写しを毎月1回集積して、各学部周知させている。また、申請状況を踏まえ関係部局等にきめ細かな情報を提供した。

資料30 科学研究費補助金 実績

区 分		16年度	17年度	18年度	19年度
全 学	申請件数	790	847	890	938
	採択件数	310(147)	327(146)	349(151)	348(154)
一 人 当 たり	申請件数	1.06	1.13	1.20	1.27
	採択件数	0.42	0.44	0.47	0.47
有資格者数		744	749	744	741

- ※1 「年度」は、申請年度を示し、「採択」については、交付内定時とした。
 ※2 「一人当たり件数」は、「(全学件数) / (有資格者数)」。
 ※3 「全学採択件数」の()書きは、新規採択件数。

計画 1-6 「平成 18 年度～ 19 年度からを目途に定期的に教員の教育研究業績の評価及び研究の進捗状況を適宜評価し、それを研究資金の配分に反映させる。」に係る状況

教員評価の実施、評価結果を研究費等資源配分に反映させるシステムについては、20 ページ計画 1-3 に係る状況参照。

計画 1-7 「基礎的研究に対しても、研究費の配分を十分に配慮する。」に係る状況

18 年度に各部局への予算配分方法の見直しを行い、従前の基盤経費に計上していた教育研究経費と管理経費とを区別するとともに、各部局での予算配分状況を調査し、現在まで、基礎的研究に対する研究費を減額することなく確保してきた。

計画 1-8 ウエイト 「平成 18 年度から若手研究者の育成を図るために特別研究基金を設置する。」に係る状況

17 年度に、「若手教員研究助成」制度を創設し、学長裁量経費から、研究者を支援する経費を確保し、公募に基づき、研究費を配分した（資料 3 1）。

1. 若手研究者（42 歳以下で科学研究費補助金不採択者）が行う研究で、今後の発展が期待できる研究を対象とした。
2. 研究戦略室を中心とした評価委員が「若手教員研究助成採択基準」（別添資料 3 0）に基づき、審査を行った。
3. 採択された教員には、翌年度科学研究費補助金等への応募を義務付けた。この助成を受けた者で翌年度の科学研究費補助金の採択を受けた者の割合は、17、18、19 年度受領者で、それぞれ、45%、44%、41%という高率であった。

資料 3 1 若手研究者を支援経費 申請・採択状況

	17 年度	18 年度	19 年度
申請件数	81 件	59 件	72 件
採択件数	20 件	16 件	32 件
予算額	約 10 百万円	約 10 百万円	約 20 百万円

計画 1-9 「平成 19 年度を目途に附属図書館と総合情報処理センター、総合情報システムなどを統合して総合メディアセンター（仮称）を創設し、教育研究支援学術情報の整備・充実の推進に努めるとともに、情報発信体制を強化する。」に係る状況

1. 平成 17 年 4 月に附属図書館と総合情報処理センター、総合情報システム室を統合した「総合情報メディアセンター」を設置し、次に掲げる機能の強化を図った。
 - (1) 全学ネットワーク及びネットワーク機能の維持管理並びに全学の情報セキュリティの確保
 - (2) 電子ジャーナルの整備・充実（19 年度末現在 4,103 タイトル契約）及び医系、理工系学生への利用者教育の実施
 - (3) 全学共通 IT 教育支援、全学教職員への IT 活用支援、教育とサービスの高度化
 - (4) 事務情報ネットワーク、研究者情報データベースの維持管理
 - (5) 情報一元化による大学評価への対応
 - (6) 情報発信体制の強化
2. 群馬大学学術情報リポジトリの公開

19 年 4 月に「群馬大学学術情報リポジトリ運用方針」を制定するとともに、学内研究者の研究成果の収集及び図書館が所蔵する特殊コレクションの電子化を進めて、18 年度から試験公開中の群馬大学学術情報リポジトリの内容の充実を図り、19 年 11 月から正式に学外へ公開した。

計画 1-10 「機器分析センター、遺伝子実験施設、附属動物実験施設、附属生理活性物質センターなどの学内研究支援施設の整備・統合を検討する。」に係る状況

1. 平成 16 年 12 月に生体調節研究所の改組・再編により遺伝子実験施設と附属生理活性物質センターを整理統合した「附属生体ゲノム・リソースセンター」を設置した。
2. 平成 18 年 6 月に産学連携を効率的に行うため、機器分析センター、地域共同研究センター、サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー及びインキュベーションセンター施設を整備統合した「産学連携・先端研究推進機構」を設置し、機構の中に、共同研究イノベーションセンター、機器分析センター、アドバンスト・テクノロジー高度研究センター及びインキュベーションセンターとして位置付けた。また、群馬大学 TL0 の設置に伴い、平成 19 年 12 月に「産学連携・先端研究推進機構」と「研究・知的財産戦略本部」を一体化した「研究・産学連携戦略推進機構」（別添資料 3 1）を設置した。

計画 1-11 「大型機器・共通機器を機器分析センターに集約し、設備・機器の有効利用を図る。また、機器の保守と点検、利用指導體制の強化を図る。」に係る状況

産学連携・先端研究推進本部の下に共同研究イノベーションセンター、機器分析センター、アドバンスト・テクノロジー高度研究センター及びインキュベーションセンターを包括（別添資料 3 1 参照）したことにより、大型機器を機器分析センターに集約することができた。さらに、Web 上の「予約システム」により、機器分析センターに集約した大型機器・共通機器を集中管理し、高性能大型分析装置等を効率的に活用することが可能になった。また、専任教職員による分析機器の教育指導を徹底するとともに、企業からの依頼分析収入による機器の維持などの取組を実施した。

計画 1-12 「共用研究スペースや共通機器の有効利用の促進、利用者の選定・評価、研究の推進支援、共同利用施設の広報などを全学的観点から組織的に行う。」に係る状況

1. 施設・環境推進室において、16 年度に策定した「群馬大学における施設の管理運営に関する規程」及び「群馬大学施設の有効活用に関する内規」に基づき、共用研究スペース（19 年度末 8,339 m²）の設定と利用者の選定を行い、枠組みを越えた研究活動に対して優先的な配分を行った。
2. 共通機器の有効利用促進については、上記計画 1-11 に係る状況参照。
3. 共同利用施設の広報については、研究・産学連携戦略推進機構などがホームページ、広報誌などにより積極的に行った。

計画 1-13 「平成 18 年度～19 年度を目途に教員の教育研究活動を組織的に評価するシステムを構築する。その結果を教員の研究費等の資源配分に活用する。」に係る状況

1. 教員評価の実施状況については、20 ページ 計画 1-3 に係る状況参照。
2. 評価結果を研究費等資源配分に反映させるシステムについては、別添資料 2 0 参照。

計画 1-14 「優れた研究成果を挙げた研究者に対する顕彰制度を創設する。」に係る状況

16 年度より、群馬大学 COE 若手研究者奨励賞を創設し、16、17、18、19 年度に、優秀な論文を発表した若手研究者 3、4、5、3 名に対して学長表彰を行い、受賞者に研究費 70～100 万円を配分した。

計画 1-15 「大学評価を適宜実施し、学外者からの評価を積極的に求める。また、評価結果を改善・改革に生かすためのシステムを作る。」に係る状況

群馬大学評価規則に基づき、大学評価室を中心に、各部署の評価委員会が自己点検評価を行い、その結果に基づく外部評価並びに第三者評価を受審した。特に、国立大学法人評価における具体的指摘事項については、同規則第 10 条の規定に基づき、役員会、教育研究評議会、大学運営会議、大学評価室会議及び関連委員会において、評価結果の報告、具体的指摘事項に関する具体的方策の協議、改善の実施、検証を行う等、評価結果を本学の運営に適切に反映した（資料 3 2）。

資料 3 2 群馬大学大学評価規則
(評価結果の対応)

第 10 条 学長及び部局長は、自己評価及び外部評価並びに認証評価並びに第三者評価の結果に基づき改善が必要と認められるものについては、速やかにその改善に努めなければならない。

計画 1-16 **ウエイト** 「研究・知的財産戦略本部を中心に、知的財産を発掘し、権利を保全し、権利を財産として育てるためのシステムを構築する。」に係る状況

15 年度に文部科学省の「大学知的財産本部整備事業」に採択され、16 年 4 月に研究・知的財産戦略本部が設置された。本部では、群馬大学知的財産ポリシーの制定、知的財産評価委員会の設置等を行い、知的財産の発掘・管理・活用体制を整備した。これにより、特許出願、実施の急増など（平成 14 年度の特許出願 1 件、実施 0 件に対して、19 年度は特許出願 109 件、実施 9 件）学内の知的財産活動は急速に活性化された。「大学知的財産本部整備事業」は 19 年度に終了したので、19 年 12 月に群馬大学 TL0 を設置し、文部科学省、経済産業省から内部 TL0 としての承認を受け、今後 5 年間にわたる財政支援を受けることになった。

計画 1-17 「本戦略本部と地域共同研究センターを中心に、知的財産の創出、特許戦略の重要性を教職員に啓蒙する。」に係る状況

1. 現代 GP「知的財産啓蒙教育及び弁理士チャレンジ教育」（別添資料 3）の取組として、学生を対象とした「入門知的財産講座」「知的財産専門講座」、学生・院生を対象とした「医学・バイオ特許講座」、院生を対象とした「経営管理/経営管理特論」、学生・院生・教職員・社会人を対象とした「弁理士チャレンジ講座」、「外国知的財産講座」を開設し、知的財産の創出及び特許戦略の重要性について啓蒙を行った。「弁理士チャレンジ講座」の修了生（群馬大学卒業の企業人）から弁理士が 1 名誕生した。
2. 群馬大学 TL0 のスタッフが、教職員からの随時の特許相談や定期的に行っている特許相談会の機会に、知的財産の創出及び特許戦略の重要性について啓蒙した。
3. 群馬大学研究・知的財産戦略本部では、16 年度以降、機関誌「GRIP」（年 1-2 回発行、別添資料 3 2）を発行し、学内外に本学の知財活動の詳細情報を発信している。

計画 1-18 「知的財産の管理・活用を目指して、TL0 機関やリエゾンオフィスとの連携を推進し、研究成果の公開、秘密情報の保護等に関するシステムを確立する。」に係る状況

1. 16 年度以降、研究・知的財産戦略本部の知的財産戦略室において、また 19 年 12 月からは群馬大学 TL0 において、知的財産の活用のため、研究成果に基づく開放特許の公開及び公開の際の秘密情報の保護等を行うシステムを確立している。公開に関しては、「群馬大学開放特許一覧」冊子を作成するとともに、特許情報を順次更新して、研究・知的財産戦略本部のホームページ及び JST のデータベース「J-STORE」に掲載する等最新の情報を常時発信している。

2. 18年度より、群馬大学の主導により、首都圏北部4国立大学法人を中核として、関東経済産業局、自治体、自治体の産業支援機関が連携する首都圏北部技術移転推進ネットワークの構築を目指す研究会を組織し、20年3月にこれらの組織の同意に基づき、「首都圏北部産学官広域パートナーシップ宣言」を採択した。

計画1-19 「生命科学懇談会の答申等を踏まえて、学内諸組織、学外機関と生命科学の共同研究を推進する。」に係る状況

生命科学懇談会は16年度に廃止され、その機能は、研究・知的財産戦略本部の「研究戦略室」に引き継がれた。生命科学懇談会の答申は、研究戦略室の活動の中に以下のとおり生かされている。

1. 21世紀COEプログラム「生体情報の受容伝達と機能発現」（14年度採択）と同プログラムを継承した秋田大学との連携によるグローバルCOEプログラム「生体調節シグナルの統合的研究」（19年度採択）を通じて国際的な生体調節シグナル教育研究拠点の形成が進んでいる。
2. 21世紀COEプログラム「加速器テクノロジーによる医学・生物学研究」では、日本原子力研究開発機構高崎量子応用研究所と連携して、重粒子線治療法の基礎生物学的研究並びにこの治療法の新しい展開としての高精度マイクロサージェリー法の研究開発を進めた。
3. 重粒子線医学研究センターを中心に、放射線医学総合研究所と連携して、重粒子線治療法の高度化に必要な放射線基礎医学及び臨床医学の研究推進と高度重粒子線治療技術の開発を進めている。

計画1-20 「医学分野では、地域共同研究センター、臨床試験部を中心に外部組織等と連携してトランスレーショナルリサーチを推進する。また、医学系研究科、工学部、民間企業が連携して、医用理工学分野の共同研究を推進する。」に係る状況

1. 附属病院臨床試験部は、群馬県治験ネットワーク（群馬県内の25病院が参加）や大学病院臨床試験アライアンス（関東・甲信越の7国立大学病院が参加）を結成して、群馬県及び関東・甲信越一円にまたがる臨床試験の実施体制の整備を行った。さらに、厚生労働省が進める平成19年度治験拠点病院活性化事業における「治験拠点病院」の指定も受け、治験の活性化にさらに取り組んだ。これらにより、治験の実施が全国的に低迷する中、群馬大学医学部附属病院の治験実施件数は、平成16年度から上昇に転じている。
2. 臨床試験部は、19年度に地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成プログラム「大学院融合型OJTによる臨床試験人材の育成」の採択を受け、臨床研究コーディネーター（CRC）等の人材養成に組織的に取り組んだ。
3. 産学連携を推進することを目的に、16年度より、定期的にバイオフィォラム展示会を開催し、医学部におけるトランスレーショナルリサーチの知識普及を図った。
4. 工学研究科と生体調節研究所の合同セミナー並びに工学研究科、医学系研究科、生体調節研究所と合同で「機能性発光プローブの開発と生体機能イメージング」シンポジウムを実施するなど、医工連携による共同研究を推進した。

計画1-21 「地域の諸組織と有機的に連携して、教育方法の実践的研究を行う。」に係る状況

1. 16年度から「群馬大学と群馬県教育委員会との連携に係る協議会」において、「教育改革・群馬プロジェクト」（別添資料25）を推進するため、学校現場における喫緊の課題をテーマとした8部会を設け、県教育委員会と本学教育学部・附属学校間で共同研究を進めている。19年3月にこれらの研究成果を取りまとめた報告書を発行した。また、このプロジェクトの活動の一環として、17年5月に、「教員養成に関するシンポジウムー地域と連携して先生を育てるー」、19年11月に公開シンポジウム「『親の言い分、教師の言い分』ー豊かな教育連携を目指してー」を開催した。

2. 18年度から、外国人学校の実態と教育支援のあり方について、本学が中心となり、外国人集住県の外国人担当部署関係者及び国立教育政策研究所と連携して研究を進め、文部科学省に施策提言を行っている。また、多文化共生の学校教育・社会教育のあり方について、宇都宮大学、滋賀大学、岩手県立大学と連携し、実践的研究を進めた。

計画1-22 「工学分野において、県内の先進企業と包括技術協定を結び、産学連携を促進する。」に係る状況

1. 群馬県内に事業所又は研究所を所有する大手企業を主体に5企業と包括協定を、その他10企業と産学連携協定を締結し、産学連携を推進した。
2. 群馬県内に本・支店を置く10金融機関等と次の提携を進めた。
 - (1) 金融機関の会員企業に対し、技術相談や共同研究を行った。
 - (2) 大学の研究シーズの個別の説明会及びビジネスマッチング相談会を実施した。
3. 群馬県から運営委託を受けた「群馬アナログカレッジ」を設置して、アナログ技術者育成のため、8講座を開講した（平成17～18年度は、経済産業省「産学連携製造中核人材育成事業」として実施）。
4. 上記の他、経済産業省「地域新生コンソーシアム研究開発事業」及び文部科学省「都市エリア産官学連携事業」等により、県内企業との連携を推進した（別添資料28）。

計画1-23 「工学分野において、ナノテク研究会など企業との合同研究会や企業懇談会をさらに活発化させ、企業のニーズと研究シーズのマッチングを図る。」に係る状況

1. ナノテクノロジー関連

14年度に、本学が主体となり産学官連携によるナノテク研究会を発足させ、16年度に都市エリア産学官連携事業「次世代ナノ成形プロセッシングの研究開発」を推進した。その後、この研究会ではケイ素科学関連の研究が主体となり、2に述べる群馬ケイ素科学技術研究会と一体化することになった。
2. ケイ素科学技術研究会関連

ケイ素を基軸とする機能性材料の開拓事業について、文部科学省特別教育研究経費による連携融合事業の推進、「群馬ケイ素科学技術研究会」を中心とした研究会、成果報告会及び国際シンポジウムなどの活動を行った。
3. アナログ集積回路関連

「群馬大学アナログ集積回路研究会」（19年11月現在 会員数8,000名以上）において、研究会を開催した。また、「ルネサステクノロジー先端アナログ回路工学講座」（寄附講座）が、携帯無線端末用高周波アナログ集積回路など先端アナログ技術の産学連携による研究開発を行い、その成果を国内外の学会で発表し、特許出願を行った。さらに、企業との連携による研究会の開催や群馬県の委託による「群馬アナログカレッジ」の設置など、それぞれの事業を活発に展開した。
4. メカトロニクス・ロボット研究会関連

経済産業省の「産学連携製造中核人材育成事業」の委託費により、企業と連携して、製造現場で中核的な役割を果たす人材育成のため、9講座を開講するとともに、企業との連携によるメカトロ・ロボット研究会の開催など活発な取組を展開した。

計画1-24 「研究経費配分において、他組織との各種共同研究を活性化させる工夫をする。」に係る状況

他組織との各種共同研究を活性化させるため、学長裁量経費「教育研究改革・改善プロジェクト経費」（別添資料33）を措置し、学部間を越えて関連する研究者のチームを支援し、プロジェクトを推進した。

計画1-25 「インキュベーション施設等の共用研究スペースの活用を図り、共同研究プロジェクトを推進する。」に係る状況

1. インキュベーションセンターを運営するIM（インキュベーションマネージャー2名）が主体となり起業塾を開催した（資料33）。
2. インキュベーションセンターにおいて、大学において実用化に向けて研究を推進している9テーマのうち、通算で4社が起業化した（資料34）。
3. プロジェクト棟における共同研究スペースの有効な活用と再配分を図るため、利用実態の調査を行うとともに、重粒子線医学研究センター、新任教授等の要望に応じて共同研究スペースを与えた。

資料33 起業塾開催実績

	16年度	17年度	18年度	19年度
開催回数・日数	1回・4日間	1回・4日間	1回・4日間	1回・3日間
参加者数（延べ人数）	111名	122名	110名	52名

資料34 インキュベーションセンターにおける起業化実績

年 度	17年度	18年度	19年度
企 業 名	17年4月 NPO 法人社会技術研究所 17年7月 (株)リアライズ	18年12月 (資)エスアイケミカル	19年5月 (株)エコアース

b) 「小項目1」の達成状況

(達成状況の判断) 目標の達成状況が良好である。

(判断理由) 研究戦略室を中心に、国際的競争力をもつプロジェクト型研究グループを形成するとともに、時代の要請に適合する教育研究を効率的に推進するため、工学部・工学研究科の大学院重点化とそれに伴う改組・再編、教職大学院の設置など、短期間のうちに多くの大学院組織の改組・再編、新設を実現させた。研究環境の整備に関しては、①附属図書館、総合情報処理センター及び総合情報システム室を統合して総合情報メディアセンターを設置し、全学情報システムの一元化し、情報セキュリティの確保、情報発信体制の強化を行った。②機器分析センター、遺伝子実験施設の組織編成の見直し等を行った。③共用研究スペースを設置し、一部にスペース課金制度を導入した。また、若手教員研究助成制度を実現させ、若手研究者の基礎的研究を支援し、成果を上げた（ウエイトを置いた計画1-8）。さらに、知的財産の管理・活用体制の確立のために、大学知的財産整備事業の実施及び群馬大学TL0の設置により、16年度以降、知的財産・産学官連携活動を飛躍的に発展させた（ウエイトを置いた計画1-16）。以上のとおり、中期計画は順調に実施され、研究実施体制は一段と整備された。従って、目標の達成状況が良好であると判断した。

②中項目2の達成状況

(達成状況の判断) 目標の達成状況が良好である。

(判断理由) 上記「小項目1」の記載事項と同じ。

③優れた点及び改善を要する点等

(優れた点) 1. 大学院教育研究組織の大幅な改組・再編を行った（計画1-2）。

2. 附属図書館と総合情報処理センター等を統合することにより、学内の情報関連部門を一元化した（計画1-9）。

(改善を要する点) 該当なし。

(特色ある点) 実効性のある若手教員研究助成制度を創設して、若手研究者による基礎的研究活動を活性化した（計画1-8）。

3 社会との連携、国際交流等に関する目標(大項目)

(1) 中項目 1 「社会との連携、国際交流等に関する目標」の達成状況分析

① 小項目の分析

○小項目 1 「社会との連携においては、群馬大学が核となって地域社会との総合的な連携システムを構築し、大学の研究成果を社会へ還元するシステムを整備する。

国際交流に関しては、外国諸機関との交換留学制度や共同研究を活性化させる。また、多くの国からの留学生を受け入れるとともに、海外から優れた研究者を客員教授として受け入れ、教育・研究の活性化を図る。さらに、国際協力事業に積極的に参加し、開発途上国への知的支援、技術協力を積極的に展開する。」の分析

a) 関連する中期計画の分析

計画 1-1 「群馬県・群馬大学連携推進協議会で立案した地域社会との連携・協力策を群馬大学地域連携推進本部が組織的に推進する。」に係る状況

群馬県・群馬大学連携推進協議会の立案により、次に掲げる事項を実施した。

1. 「科学するところ連携会議」(群馬県新政策課主催)に参加し、地域関係機関との連携ネットワークづくりを行った。
2. 「理科体験教室ー群馬おもしろ科学展ー」(17~19年度の参加者数合計約 20,000名)を開催した(別添資料34)。
3. 群馬県教育委員会の協力により、県内各公立学校の電子メールアドレス宛に、公開講座等の電子的広報を行った。

計画 1-2 「地域社会のニーズを汲みとるシステムを整備し、公開講座等の市民サービスを強化する。また、平成 16 年度から附属図書館の休日開館を行うなど、地域における社会人教育、生涯教育の拠点として大学の施設を提供する。」に係る状況

1. 市民のニーズを考慮しながら、多数の公開講座を開催した(資料35)。開設希望講座の項目を含むアンケート調査を実施し、その結果を各講座の実施責任者にフィードバックして次年度の計画に反映させた。
2. 附属図書館の休日開館については、平成 16 年度から行った(年間平均入館者数 8,000名以上)。
3. 各地区に「地域貢献諮問委員会」、「社会貢献推進委員会」及び「企業懇談会」等を設置し、地域社会のニーズを汲み取るシステムを整備した。

資料 3 5 公開講座実施状況

(単位：講座、人)

	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
講座数	40	32	32	33
受講者数	1,485	844	982	800

計画 1-3 「山間部における健康相談システム、在宅障害者のリハビリテーション、がん・難病患者在宅医療支援のネットワークを構築する。」に係る状況

1. 附属病院と山間部の嬭恋村診療所、上野村総合福祉センターの3地点を遠隔医療システムで結び、住民の健康相談を行うなどネットワークを構築した。
2. 医学部保健学科が、地域リハビリテーション支援、難病在宅支援、統合医療研究推進、地域保健総合推進及び病院・地域連携による高度医療依存在宅支援システムの開発の4つのプ

プロジェクトを遂行した。

3. 医学部保健学科が中心となり、がん患者のニーズに即した包括的地域医療支援ネットワーク作りに取り組んだ。18年度には、群馬県がん患者団体連絡協議会を設立し、がん療養者の医療・看護相談を実施し、がん患者・家族のためのパンフレットを作成した。

計画1-4 「地域社会での健康教育や健康作り活動を推進し、自治体との共同研究により、地域保健行政施策への提言を行う。」に係る状況

1. 16年度に学長裁量経費により、「がん疫学ネットワーク」形成プロジェクトを開始し、群馬県、県医師会、県内主要病院と連携して、17年度に地域がん登録連絡協議会、18年のがん対策協議会を組織し、地域がん登録率の飛躍的向上（組織前DCO（Death Certificate Only、非登録者割合の指標）17年60%→18年39%→19年20%）をもたらした。
2. 群馬県の「健康寿命延伸プロジェクト」に参加し、政策提言を取りまとめた。
3. 糖尿病対策推進会議（糖尿病学会、糖尿病協会、医師会）の群馬版を立ち上げ、県との協力の下、糖尿病の発症予防、合併症予防のための講演会や糖尿病相談などの活動を行った。
4. 18年度に採択を受けた、現代GP「地域密着型健康づくりプランナーの育成」（別添資料29）により、地域の健康づくりに関する課題を分析・解決する人材及び行政区分で健康プログラムを「健康スポーツに総合化する」人材の育成を行うとともに、地域保健行政施策への提言を行った。

計画1-5 「平成16年度から高等学校と大学間連携プログラムを推進し、高校への出前授業、1日体験教室等を実施する。小・中・高校等の教員との教育方法等に関する意見交換や交流を推進する。」に係る状況

1. 高等学校と大学間連携プログラムの推進により、毎年高校への出前授業、1日体験教室等を実施した（19年度実績：出前授業41回、体験教室・授業見学等54回）。
2. 「教育実習」、「事前事後指導」、「教育現場体験学習」、「教育実践インターンシップ」等の授業に関連して教育学部教員は、小・中学校の教員と直接、教育方法等に関する意見交換を日常的に実践した。
3. 小中学校の理科離れに対処するための理科体験教室「群馬おもしろ科学展」（17～19年度参加者 約20,000名）の実施及び科学に関する啓発活動を持続的に展開するための組織としての「工学クラブ」（19年度末現在で会員34,004名）の設立など地域の教育力の向上に貢献した。
4. 文部科学省「ひらめき、ときめきサイエンス事業」の参加や、小中学校の教員の意見を踏まえた「テクノドリームツアー」、「発明想像画コンクール」、「メカメカフェア」、「ロボットと遊ぼう」、「エレクトロ体験教室」、「一日体験化学教室」、「コンピュータでも苦勞する問題」を開催し、地域理科教育に貢献した。

計画1-6 「インターネットなどを利用して、研究テーマ・研究成果等に関する情報を積極的に発信する。」に係る状況

1. 学内の研究成果等を網羅的に収集・蓄積する大学情報データベースシステム「学術情報リポジトリ」を広く学内外に公開した（40ページ 計画1-9に係る状況参照）。
2. 各部局において、ホームページの内容を適宜更新し、研究成果等に関する最新の情報を発信している。

計画1-7 「群馬県・群馬大学連携推進協議会と群馬大学地域連携推進本部を中心に、組織的に産学官連携に関する企画・運営を行う。」に係る状況

群馬大学地域連携推進室を中心に、本学、前橋工科大学及び前橋商工会議所が主催して「群

「馬産学官連携推進会議」（別添資料35）を17年度から毎年6月に開催し、県内の大学、産業支援機関、製造業、金融機関等の幹部が一同に会し、産学官連携活動において全国レベルで指導的役割を果たしている講師を交えて、講演、パネルディスカッション、懇親会を行い、地域における産学官連携推進の気運を醸成した。

（参加人数 17年度 約530名、18年度 約530名、19年度 約490名）

計画1-8 「平成20年度を目途に地域共同研究センターやサテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーなどを中心とした産学連携創出支援機構を組織化し、連携推進体制を強化する。」に係る状況

産学連携を組織的、効率的に行うため、平成18年6月に、地域共同研究センター、機器分析センター、サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー及びインキュベーション施設を整備統合し、「産学連携・先端研究推進機構」を設置した。さらに、平成19年12月に群馬大学TLO設置を機に、研究・知的財産戦略本部と産学連携・先端研究推進機構を統合し、「研究・産学連携戦略推進機構」を設置し、基礎研究・応用研究・開発研究、知的財産の創出・保護・管理・活用、技術移転、産学官連携を担う組織を一元化した（別添資料31）。

計画1-9 「平成16年度から文部科学省の「都市エリア産学官連携促進事業」、経済産業省「産業クラスター計画」、科学技術振興事業団の「地域研究開発促進拠点支援事業」等を通じて、積極的に地域社会の産業競争力強化の支援をする。」に係る状況

国、県、民間企業等との多種類の産学官連携事業を通じて、積極的に地域社会の産業競争力強化の支援を行った（別添資料28参照）。

計画1-10 「平成16年度から企業懇談会や地域共同研究センターにおけるセミナー等を通じて、産業界のニーズと大学のシーズに関する情報を交換する。公募マッチング方式による卒業研究テーマの募集、インターンシップ制度などを通して、産業教育の活性化を図る。」に係る状況

1. 17年度より毎年、本学が幹事校となり、科学技術振興機構（JST）と共催して、首都圏北部4大学発新技術説明会を東京で開催した。大学の研究者から3年間にわたり発表された60件の研究報告から、12件の共同研究契約が成立した。
2. 上記1と併せて、19年度より、群馬大学→宇都宮大学→茨城大学→埼玉大学の順に各県の主要都市で年3回4大学発新技術説明会を開催することとし、第1回を19年10月に開催した。
3. 18年度に、群馬大学の74名の研究者の研究シーズを、群馬経済新聞に「シーズを探せ」と題して、特集記事を連載するとともにその冊子を作成した。また、19年度に本学が幹事校となり、首都圏北部4大学における重点8分野の研究活動を地域の企業に紹介するための冊子、「4U: Four universities for you」（210頁）を刊行した（別添資料27）。
4. 共同研究イノベーションセンターによる科学技術振興セミナーや地域貢献諮問委員会の産学官連携諮問部会などにおいても地域産業のニーズを収集した。
5. 工学研究科では、従来のインターンシップ制度の対象を修士及び博士課程まで拡大した「派遣型人材育成インターンシップ」（3ヶ月以上）の長期派遣型インターンシップ制度を開始し、19年度は5名の派遣を行った（8ページ資料6）。

計画1-11 「地方自治体等と共同して、産学官連携のためのネットワーク作りを行う。大学教育へ産官関係者の参加を求め、連携大学院の活動、企業との連携によるサテライト教室の拡大充実を推進する。」に係る状況

1. 太田市及び太田商工会議所等との連携による「地域ものづくり教育研究整備推進協議会」

及び同協議会の下部組織の「産学官連携推進研究会」を設置し、太田市が設置した教育研究施設「テクノプラザおおた」の一部をサテライト教室（太田キャンパス）として使用し、19年度から学生を受け入れた（別添資料15）。

2. 前橋商工会議所と前橋工科大学と共同で「まちなかキャンパス構想」を策定し、ネットワーク作りや中心市街地空き店舗での講義を行った。
3. 野村證券(株)との連携による産学連携サテライト大学院「サテライト高崎」を開設し、講義を実施している（資料36）。
4. 群馬県等と神経難病患者に対する医療支援ネットワーク、がん登録ネットワーク、ぐんま健康科学研究者ネットワークなどのネットワーク作りを行った。

資料36 サテライト高崎 科目等履修生数

	16年度	17年度	18年度	19年度
前期	19	19	8	34
後期	18	25	9	15
計	37	44	17	49

計画1-12 「県内国公私立6大学間の単位互換をさらに推進すると同時に、その他の県内大学及び短大との連携強化を図る。また、国立5大学（山形、徳島、愛媛、熊本、群馬）間の大学間交流協定に基づく連携を一層推進する。」に係る状況

1. 県内国公私立6大学（県立女子大学、関東学園大学、上武大学、東洋大学、放送大学、本学）間の単位互換のシステムに加え、さらに共愛学園前橋国際大学、前橋工科大学との単位互換システムを構築するとともに、群馬県大学図書館協議会、群馬県留学生交流推進協議会において連携を強化した。
2. 国立5大学（山形、徳島、愛媛、熊本、群馬）間の大学間交流協定に基づき、定期的に教育連携シンポジウムを開催した。
3. 国立4大学（茨城大学、宇都宮大学、埼玉大学、本学）で、4大学大学院連携協議会を設置し、共同でITスペシャリストの養成を目的とした「大学院連携先進創生情報学研究プログラム」を開講し、20年度より約20人の修士課程学生が受講することになった。

計画1-13 「大学間の各種研究会へ参加して交流の場を設け、共同研究や人的交流を拡大する。」に係る状況

1. 特色GP「多文化共生社会の構築に貢献する人材の育成」のシンポジウムを一橋大学と連携し、企画・運営を行った。
2. 19年度より、秋田大学とグローバルCOEプログラム「生体調節シグナルの統合的研究」に関する合同シンポジウムを3回開催し、共同研究と人的交流の促進に貢献した。
3. 生体調節研究所と名古屋大学環境医学研究所では定期的に合同シンポジウムを開催した。

計画1-14 「県立医療短期大学と、保健学に関する研究協力を行う。」に係る状況

1. 群馬県立県民健康科学大学（旧県立医療短期大学）を含む県内看護系5大学と本学教員が中心となって進めている勉強会、既存の研究会などを通じて、保健学に関する研究協力を行った。
2. 19年度採択の大学改革推進事業「がんプロフェッショナル養成コース」において、県民健康科学大学をパートナーとして、がん看護専門看護師養成コースを実施した。

計画1-15 「国際交流委員会及び留学生センターを中心に、国際交流事業の組織的な推進

を図る。諸外国との大学間交流を積極的に展開するとともに、外国人研究者の招聘や教職員及び学生の海外派遣を強力に支援する。」に係る状況

1. 国際交流委員会を再編した「国際交流企画室」と留学生センターを中心に、組織的な国際交流事業を推進した。
2. 国際交流協定（16～19年度）は、大学間協定の締結が14件（うち5件が部局間協定からの昇格）、部局間協定の締結が12件と、交流協定の締結を積極的に展開した（別添資料36）。また、学長裁量経費及びアジア人財資金構想事業費等により、教職員・学生の海外派遣を支援した結果、派遣者数等は200名を超えた。

計画1-16 「留学生センターの日本語教育プログラム等の充実を図り、留学生を積極的に受け入れる。」に係る状況

1. 留学生の日本語教育については、荒牧、昭和、桐生の3キャンパスにおいて、留学生個々の能力に応じた多様なレベル別の少人数型授業コース（平均週61コマ）を提供した。コースの設定については、あらかじめ留学生の日本語能力を事前にチェックした上で、カリキュラムを設定する等、短期間に効果的なプログラムを充実することにより、留学生を積極的に受け入れる体制を整備した。
2. アジア人財資金構想高度専門留学生事業（別添資料14）の採択を受け、日本語教育においても、留学生センター教員を1名増員し、ビジネス日本語、日本ビジネス教育などを実施した。

計画1-17 「外国大学での履修単位を一層弾力的に扱う。国際交流の状況をホームページなどで公開する。過去の受け入れ学生や派遣学生の追跡調査を行い、国際交流活動の基礎データを収集する。」に係る状況

1. 国際交流協定大学や外国大学での履修単位について、単位認定の方針に基づき弾力的に扱っている。また、19年度に、地中海大学（マルセイユ大学Ⅱ）とのダブルディグリーについて協議を行い、修士・博士論文の共同指導を行うことで合意した。
2. 国際交流・留学に必要な情報をわかりやすく提供するため、本学の海外発信に関する広報について、留学経験のある学生や留学生から意見を聴取し、本学のホームページ等の広報の充実、刷新に役立てた。
3. 帰国留学生や派遣学生の追跡調査を行うとともに、卒業（修了）・帰国時に学生から提供される報告書を基にデータベースを作成し、国際交流事業に活用した。

計画1-18 「国際共同研究を推進し、開発途上国への知的支援による国際協力事業を積極的に展開する。国際交流・協力事業を一体的に処理するための組織を整備する。」に係る状況

「国際交流企画室国際協力事業専門部会」において、本学の教員による開発途上国の大学、研究機関等の研究者との共同研究やワークショップの開催及び国際機関への協力を積極的に推進した。協力分野は、薬剤耐性、感染免疫、診断、予防、治療などの医学、保健分野や工学、エネルギー分野、教員養成、理数科教育分野等多岐にわたった。

計画1-19 「国際協力事業について、独立行政法人国際協力機構との連携による支援を継続する。研究蓄積のある分野については積極的に事業提案を行い、国際協力事業の充実・発展を図る。」に係る状況

国際協力機構によるアフリカ、中米、アジア等の開発途上国への多岐にわたるプロジェクトに対して、教員の派遣、研修生の受入れを行った。また、新たな取組として、プロジェクトの

委託費により得られた外部資金を活用して、18年度から国際協力推進経費を設け、プロジェクトの創設や若手教員の養成を促進するための支援を行った。主な事業は次のとおりである。

- ・ 草の根技術協力事業（地域提案型）「感染症対策技術向上（ホンジュラス）」
- ・ 「現職教員研修政策実施支援計画（ガーナ）」
- ・ 「前期中等理数科教員研修強化プロジェクト（インドネシア）」
- ・ アセアン工学系高等教育ネットワーク運営指導調査団（タイ）
- ・ リハビリテーション専門職養成プロジェクト（中国）
- ・ JICA 事務局保健衛生分野技術顧問（JICA 本部）

b) 「小項目 1」の達成状況

（達成状況の判断） 目標の達成状況が良好である。

（判断理由） 群馬大学地域連携推進本部が中心となり、地域関係諸機関との連携ネットワークを構築し、教育、医療、知的財産の活用に関する産学官連携活動等において特色ある諸活動を活発に展開した。国際交流に関しては、海外諸大学・研究機関と国際交流協定の締結を積極的に行い、学長裁量経費、アジア人材構想事業費等の活用により、教職員・学生の海外渡航が増加した。また、国際協力事業に関しては、国際交流企画室・国際協力事業専門部会を設置して、国際協力機構による開発途上国への各種支援（感染症対策、理科教育支援、工学系高等教育、リハビリテーション専門職養成等）に協力した。従って、全体として目標の達成状況が良好であると判断した。

②中項目 1 の達成状況

（達成状況の判断） 目標の達成状況が良好である。

（判断理由） 上記「小項目 1」の記載事項と同じ。

③優れた点及び改善を要する点等

（優れた点） 教育、医療、知的財産活動等に関する産官学連携において、群馬地域の知的拠点として広範な活動を展開し、地域の発展に不可欠の役割を果たした（計画 1-4、1-5、1-7 など）。

（改善を要する点） 該当なし。

（特色ある点） 1. 群馬県及び県内各市町村との連携により、ユニークな教育活動（工学クラブ、群馬おもしろ科学展等）を展開した（計画 1-5）。
 2. 大学が中心となり地域がん登録を推進した（計画 1-4）。
 3. 毎年、群馬県産学官連携推進会議を主催し、地域における産学官連携の中核となった（計画 1-7）。